

基準適合認定証

神戸市看護大学
学長 南 裕子 殿

貴大学の助産学大学院は2022年度に
一般財団法人日本助産評価機構が実施した
第三者評価において評価基準に適合している
いることを証する

認定期間

自 2023年4月1日

至 2028年3月31日

2023年3月24日

一般財団法人 日本助産評価機構

理事長 堀内 成子

一般財団法人
日本助産評価機構

JIME



2022年度 神戸市看護大学 第三者評価報告書

はじめに

一般財団法人日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、公益社団法人日本助産師会、公益社団法人全国助産師教育協議会、一般社団法人日本助産学会の3団体の発起により、2007（平成19）年1月17日に成立しました。本機構は、当初、特定非営利活動法人として発足しましたが、さらなる認証評価事業の拡大を目指し、2014（平成26）年に一般財団法人日本助産評価機構を設立しました。助産専門職大学院の認証評価機関としては、文部科学大臣により2008（平成20）年4月8日付けで認証されています。

認証評価には、機関別評価と専門分野別評価とがあり、本機構は後者を担います。

本機構は、助産教育機関からの求めに応じて認証評価を実施します。その目的は、日本の助産教育機関における教育水準の維持及び向上を図ると共に、当該助産教育機関の個性的で多様な教育の発展に資することにあります。

認証評価制度の目的は、本評価の結果を公表することで、助産教育機関における人材育成について、広く社会の評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて助産教育機関自らその教育について改善・発展することを促し、助産師教育活動の質を向上させることにあります。専門分野別評価は、国際的潮流になっており、日本においても国際社会の一員として必要不可欠なものとなりつつあります。国際助産師連盟は、助産師教育の世界基準（2019）を定め、質の高い、エビデンスに基づく医療サービスを女性、新生児、家族に提供するために、十分に資格がある助産師を育成することによって、世界中の助産師を強化することにつながると謳っています。

日本における助産師教育は多様な形態をとり、専門分野別認証評価の受審義務はないが、公正・中立な第三者機関による専門的・客観的立場からの評価を受けることは、よりよい教育を実施・評価・改善していくという好循環をつくります。

本年度、助産教育機関の受審申請を受け、第三者評価を実施することができ、評価結果をここに公表することにより一層、社会のニーズに沿った助産師教育の改善や質の向上に資する責任を果たすことができると確信します。

最後になりましたが、2022（令和4）年度の評価事業にご協力を賜りました評価員の皆様はじめ関係各位に、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

2023（令和5）年3月31日
一般財団法人日本助産評価機構
理事長 堀内 成子

目 次

はじめに

I 助産学大学院認証評価の概要.....	1
II 神戸市看護大学大学院に対する認証評価結果.....	8
1. 認証評価結果.....	8
2. 総評	8
3. 長所および改善を要する点のまとめ.....	13
4. 助産学大学院の各評価基準における評価結果.....	15
第1章 教育の理念・目的.....	15
第2章 教育課程.....	17
第3章 入学者選抜.....	30
第4章 学生への支援体制.....	34
第5章 教員組織.....	37
第6章 施設、設備および図書館等.....	41
第7章 管理運営等.....	43
第8章 点検・評価.....	45
第9章 情報の公開・説明責任.....	47
神戸市看護大学大学院に対する認証評価スケジュール.....	49
神戸市看護大学提出資料一覧.....	50
資料1 2022（令和4）年度助産学大学院第三者評価関連 委員会等名簿.....	52
資料2 助産学大学院評価基準.....	56

1 助産学大学院認証評価の概要

1 日本助産評価機構の沿革

日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、2006（平成18）年8月に教育及び助産実践の第三者評価に関する事業を行うことで、教育及び助産実践の質の向上と利用者の選択の利便を支援し、その成果を助産教育機関・実践助産師・一般市民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与することを目的として、社団法人日本助産師会、全国助産師教育協議会、日本助産学会の3団体の発起により設立され、2007（平成19）年1月17日に成立した特定非営利活動法人です。

一方、前出の3団体では、それぞれが助産実践に深く関わる専門職教育の評価システムの観点から、具体的な評価のあり方について調査・研究を行っており、その結果、様々な教育課程に適応できる多面的な評価システムを構築し、各教育機関の規模や多様性に対応でき、柔軟かつ弾力的な評価システムに基づく、助産教育の第三者評価が必要であるとの見解から、様々な助産教育評価に係る活動も行っていました。

本機構は、助産専門職大学院の認証評価機関となるべく組織体制づくりや評価基準の検討を重ね、2007（平成19）年12月に文部科学大臣に助産専門職大学院の認証評価機関として申請し、2008（平成20）年4月8日付けで、認証評価機関として認証されました。その後、2009年（平成21）年に天使大学専門職大学院の認証評価を行いました。2010年（平成22）年より、実践施設として助産所の第三者評価を開始しました。さらなる認証評価事業の拡大をめざし、2014（平成26）年に一般財団法人日本助産評価機構を設立しました。2015（平成27）年に助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）レベルⅢの個人認証を開始しました。

2 認証評価の目的

本機構は、助産学大学院を置く大学からの求めに応じて認証評価を実施します。その目的は、日本の助産学大学院における教育水準の維持および向上を図ると共に、当該助産学大学院の個性的で多様な発展に資することにあります。そのために、本機構が定める評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- 1) 助産学大学院の教育活動等の質の保証と向上を図るため、助産学大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定を行います。
- 2) 当該助産学大学院の教育活動等の改善に役立てるため、教育活動等について関連する大学関係者および助産職能団体役員、有識者等を加えた多面的な評価を実施し、評価結果を当該助産学大学院にフィードバックします。
- 3) 助産学大学院における人材育成について、広く国民の理解と支持を得られるよう教育活動等の状況を明らかにし、それを広く社会に示し、説明責任を果たす役割を担います。

3 認証評価の特徴

本機構が実施する助産学大学院認証評価には、以下のような特徴があります。

- 1) 本機構が行う大学院の認証評価は、助産学大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として行います。
- 2) 本機構の定める「助産学大学院評価基準」は、9章46の「基準」及び、基準に係る細則・解釈・定義等の42の「解釈指針」で構成され、助産学大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を設定しています。
- 3) 評価方法については、助産学大学院による、本機構の定める「助産学大学院評価基準」に則した自己点検評価報告書に基づき、書面調査（自己点検評価報告書の分析）及び現地調査により実施します。
- 4) 評価結果については、助産学大学院評価基準に「適合している」、「適合していない」の2区分で判断します。評価基準に「適合している」と認めるには、各基準がすべて満たされていないと認められればなりません。「適合していない」場合は、適合しない理由に対する改善報告書の提出を求めます。

4 認証評価手数料

助産学大学院認証評価手数料は、「助産教育認証評価手数料に関する規定」に定めるとおり 500,000 円（消費税込）です。

5 認証評価の組織体制

本機構の認証評価に係る組織体制は、認証評価評議会、評価委員会とその下に置かれる評価チーム、評価結果に対する対象大学院からの異議申し立ての採否を審議する異議審査委員会によって構成されています。

認証評価評議会は、本機構の理事会が選任した認証評価評議会評議員 9 名（助産教育に従事する大学院教員 3 名、実践に従事する助産師 3 名、一般有識者 3 名）により構成され、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項決定のほか、評価報告書（原案）に対する評価対象からの意見の申し立ての採否を決定し、必要があるときには評価報告書（原案）の修正を行います。

評価委員会は、認証評価評議会の選任した評価委員 10 名程度（大学及び大学院助産分野の専任教員 4 名程度、実務に従事する助産師 3 名程度、一般有識者 3 名程度を原則とする）により構成され、調査報告書（案 2）の検討、および認証評価事業の実施に関する事項を決定します。

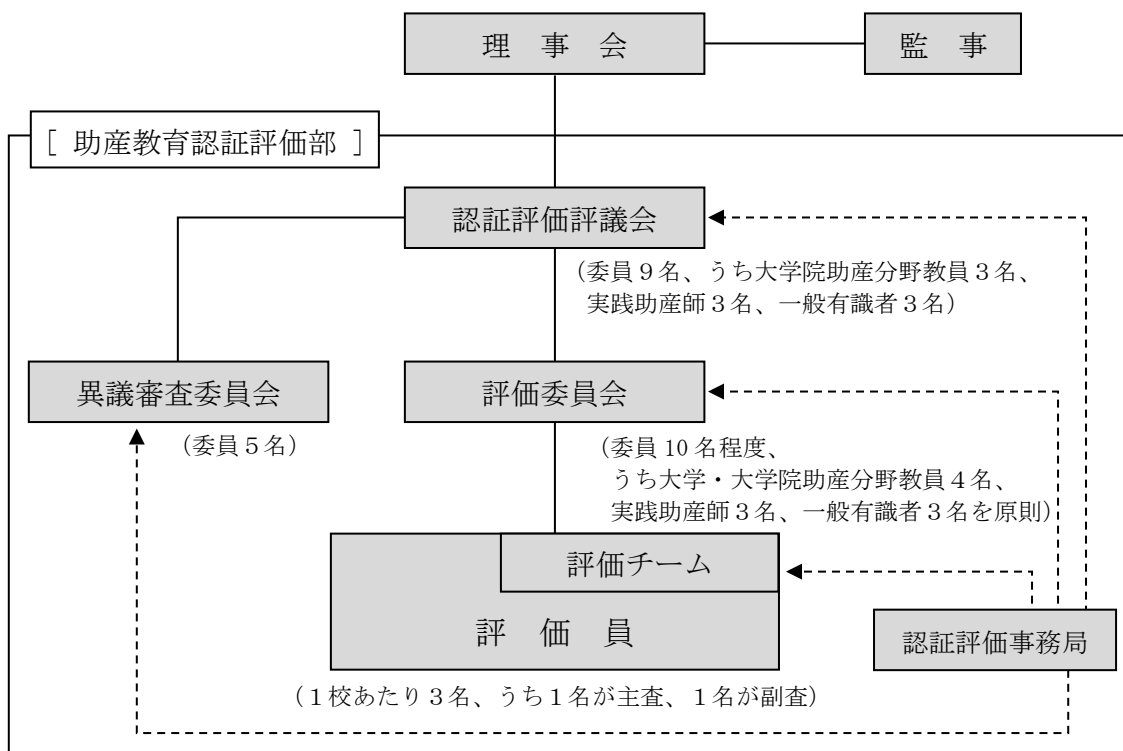
評価チームは、評価委員会が評価対象毎に選任した評価員により構成され、構成人数は原則として 3 名とし、1 名は大学院助産分野の専任教員とし、2 名は助産師であって大学

院で助産学分野における教育経験を有する者もしくはその教育研究活動に識見を有する者であり、その内1名は主査とし、1名を副査とします。評価チームは、評価対象大学院の自己点検評価報告書その他の資料の書面調査を行い、調査報告書（案1）にまとめ、対象助産学大学院に質問事項とともに送付します。その後、現地調査を実施し、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成し、評価委員会に提出します。評価委員会を経て、評価報告書（原案）を作成し、認証評価評議会へ提出します。認証評価評議会の承認を得て、最終的に評価報告書をまとめます。

異議審査委員会は、認証評価評議会の選任した異議審査委員5名で構成され、異議審査委員のうち3名は大学院助産分野の専任教員、実践に従事する助産師、有識者とし、2名は当機構の理事および監事とします。異議審査委員会は、評価報告書に対し、評価対象から出された異議の申立がなされた場合、その異議についての審査を付託され、異議審査の結果を認証評価評議会へ提出します。

事務局は、理事長が任命した事務局長および所要の事務局員により構成され、認証評価に係る事務を処理します。

認証評価のための組織体制図



6 認証評価のプロセスとスケジュール

本機構の認証評価は、助産学大学院の受審申請をもって評価を行います。概ね次ページに記載の「助産学大学院認証評価スケジュール」に準じて行います。

1) 対象助産学大学院による自己点検評価報告書の作成

本機構の認証評価を受けようとする助産学大学院は、機構が要請する自己点検評価項目を中心に自己点検評価を実施し、その結果をまとめた自己点検評価報告書及び基礎データ表、添付資料を指定期日までに機構に提出します。

2) 書面調査

評価チームは、自己点検評価報告書を分析・検討し、その結果を調査報告書（案1）にまとめ、対象助産学大学院へ質問事項と共に送付し、対象助産学大学院はそれに対する見解や質問事項への回答を機構に提出します。

3) 現地調査

原則として3名の評価員からなる評価チームが現地調査を行い、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成します。

4) 評価報告書（原案）の作成

評価委員会は、評価チームによる調査報告書（案2）、自己点検評価報告書、関連資料に基づき、評価を行います。その意見を受けて、評価チームは評価報告書（原案）を作成し、対象助産学大学院に送付して意見を求めます。意見の申立があれば、意見を検討し評価委員会として評価報告書に反映させます。

5) 認証評価結果の対象助産学大学院への通知

認証評価結果は、対象助産学大学院から評価報告書（原案）について意見の申立がなかったとき、もしくは、意見の申立がなされた場合、それに関する当機構が別途定める手続が終了したとき、認証評価評議会により確定します。確定した評価報告書は、対象助産学大学院に送付すると共に、文部科学大臣へ報告及び社会に対して公表します。

6) 評価報告書に対する異議申立

評価報告書に異議を申立てる場合は、評価報告書の公表後、速やかに、様式14を事務局に提出します。提出された、異議申立は異議審査委員会で審査されます。

7) 評価結果に対する助産学大学院の対応（改善報告書の作成）

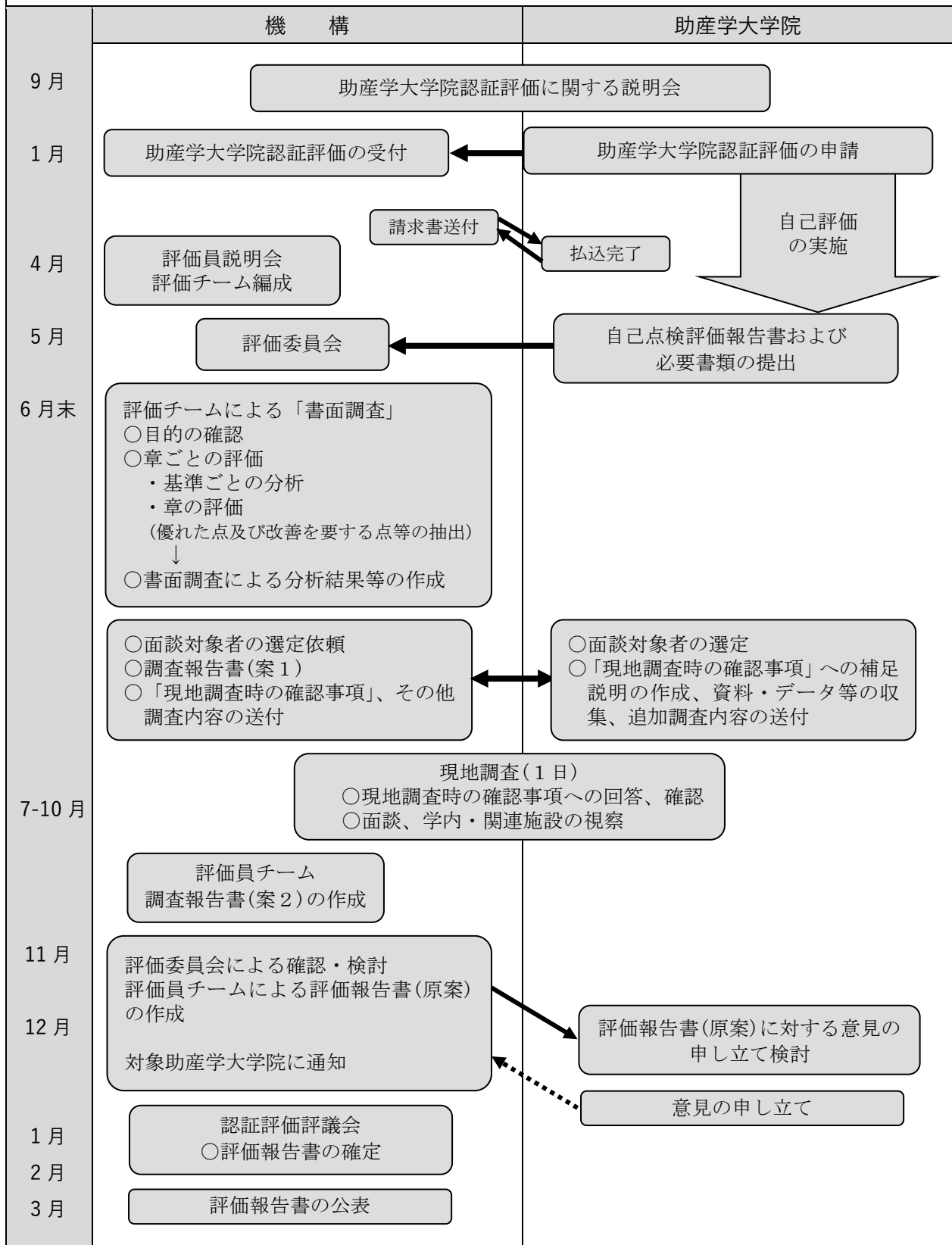
対象助産学大学院は、「評価報告書」に「勧告」及び「改善を要する点」が付されていた場合は、指定された期日までに「勧告」及び「改善を要する点」についての「改善報告書」を機構に提出しなければなりません。また、対象助産学大学院は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知することになります。機構は、通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

8) 年次報告書

対象助産学大学院は、教員組織、収容定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、修了者の進路及び活動状況等、機構が指定した事項についての年次報告書を機構に提出することになります（様式10）。

助産学大学院認証評価スケジュール

※原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



7 認証評価における評価基準と評価項目

1) 評価基準の性質および機能

- ①評価基準は、学校教育法 110 条 2 項 1 号に規定する大学評価基準として策定されたものです。
- ②評価基準は、社団法人日本助産師会の「助産師の声明」に定める助産師の理念に基づき、正常な出産の支援、女性のライフステージに応じた健康支援、家族を含めた地域母子保健活動を自立して実践し、これらの活動を行うための管理調整ができる高度な助産専門職の教育活動等を評価するために策定されたものです。
- ③この評価基準は、大学院設置基準等を踏まえて、当機構が助産学大学院の教育・研究活動等が評価基準に適合している旨の適格認定を行う際に、助産学大学院に必要と考える要件および対象助産学大学院の目的に照らして、教育・研究活動等を分析・判断するために定めたものです。

2) 評価基準の表現方法

評価基準の表現方法は、その内容により、次の 2 つに分類されます。

- ①助産学大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
- ②助産学大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。努力義務を指す。
例 「・・・に努めていること。」等

3) 解釈指針の表現方法

解釈指針は各基準に関する規則、ならびに各基準に係る説明、および例示を規定したものであり、その内容により、次の 3 つに分類されます。

- ①助産学大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
- ②助産学大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例 「・・・に努めていること。」等
- ③助産学大学院において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。
例 「・・・が望ましい。」等

4) 適格認定

- ①適格認定は、当機構が評価の結果、助産学大学院が評価基準に適合していると認められた場合に与えられます。
- ②評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければなりません。
- ③各基準を満たすためには、上記 3) 解釈指針の表現方法の①及び②が満たされていなければなりません。

8 評価結果の構成

助産学大学院に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 認証評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 助産学大学院の各評価基準における評価結果」で構成されています。

「Ⅰ 認証評価結果」には、対象助産学大学院が、「助産学大学院評価基準」に適合しているか否かを記します。

「Ⅱ 総評」には、対象助産学大学院の理念・目的ならびに教育目標とその明示、周知方法、教育目標の検証、対象助産学大学院の優れた点および改善を要する点を評価基準の章ごとに記します。

「Ⅲ 助産学大学院の各評価基準における評価結果」は、「助産学大学院評価基準」の46の評価基準それぞれに対する「根拠」、「評価結果」、「長所」および「改善を要する点等」で構成されています。

「根拠」は、各評価基準に対する評価の根拠になる事実を記します。

「評価結果」は、適合しているか否かを記します。

「長所」は、助産学大学院評価基準を満たし、他の大学院の手本になるような優れた点を示します。

「改善を要する点」は、評価基準に対して、最低限必要な水準には到達しているが、より一層改善努力を促すために提示するものです。

9 認定証及び認定マーク

認証評価の結果、本機構の助産学大学院評価基準に適合していると認定された大学には認定証が交付されます。認定機関が明記された認定マークも発行されます。この認定マークを助産学大学院案内やパンフレットなどの刊行物やホームページに掲載することで、常に自己点検評価に取り組んでいること、そして社会に対して助産学大学院の質を保証していることの象徴となることを目指しています。



II 神戸市看護大学大学院に対する認証評価結果

1. 認証評価結果

神戸市看護大学大学院看護学研究科助産学実践コースは、一般財団法人日本助産評価機構が定める助産学大学院評価基準に適合していると認定する。

2. 総評

第1章 教育の理念・目的

平成28年4月に大学院博士前期課程に助産学実践コースが開設された。大学院博士前期課程の教育理念である「地域に根ざした大学院として、変動するヘルスケアシステムに対応できる高度な看護実践、管理、教育研究能力を有する人材育成を使命とする」のもとに、教育目標は、「グローバルな視野に立って地域社会や看護学の発展に貢献しうる看護学研究を推進し、専門性の高い看護実践を行うことのできる能力を有する高度専門職業人、管理者、教育研究者を育成する」と定めており、学生便覧等に明文化されている。

これらの教育理念と教育目標は、教育課程の助産学実践コースのカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）に反映され、助産学実践コースは、高度実践を行える助産師、管理者、教育研究者の育成を目的とし、助産の基礎、地域や施設で支援を行うためのマタニティケア能力に必要な講義、演習および実習科目、さらに臨地における健康課題を分析し、解決するために必要な課題研究が組み込まれている。

修了生のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）の到達度は、修了年度の3月に卒業試験（口頭試問）を行い確認している。修了生の助産師国家試験合格率は100%を維持し、修了者は全員、病院に助産師として就職しており、教育目的にかなった成果をあげている。

第2章 教育課程

2021年度のカリキュラムは大学院共通科目10単位以上、助産の専門科目48単位以上、計58単位以上で構成されている。助産師学校養成所の指定基準の28単位は助産の専門科目48単位に含まれている。

専門科目48単位以上の中には、ウィメンズヘルス実習（1単位）、助産学実習Ⅰ（8単位）、助産学実習Ⅱ（6単位）、地域助産学実習（2単位）、周産期ハイリスク実習（2単位）、助産学統合実習（2単位）、計6科目21単位が必須科目として含まれ、実習を重視したカリキュラム構成である。このように実習の時間を多くとり、実習を経てすべてのディプロマ・ポリシーの達成に向かう科目の配置は、「高度実践を行える助産師の育成を目的とする」というカリキュラム・ポリシーに合致している。

カリキュラムは、周産期に関連する基盤科目と実践科目がほぼ1年次に配置されている。

自律した助産師を目指す動機付けとして、1年次の5月に、まず地域助産学実習において助産所で実習を行い、開業助産師の役割や働きを知る機会を設けている。その後、1年次から2年次にかけて助産学実習Ⅰ・Ⅱ、2年次後半から周産期ハイリスク実習、ウィメンズヘルス実習、助産学統合実習が配置され、ローリスクからハイリスクまで段階的に、かつ網羅的に経験と学びを積み上げる構成となっている。また、高度な助産実践力の育成をめざして、周産期を中心にしつつも思春期から更年期・老年期に至るまで、女性の健康を広く網羅できるような科目配置としている。さらに、地域全体を見渡した継続的なケアの実践が学修できる科目が配置されている。全体として、1年次の基礎を経て、2年次は助産師としてアイデンティティの確立を目指すような厚みと幅を広げるカリキュラム編成となっている。

助産学実践コースの1学年の定員は8名であり、履修の状況により多少の増減はあるが、当該大学院が設定する適切な学生数の範囲内である。基本的に助産実践コースの科目では、授業は講師による講義に加え、ゼミ形式、学生のプレゼンテーション、事例検討会、演習（シミュレーションを含む）等、学修内容に応じて様々な方法を用いている。この際、個々の学生が十分に考え、自分の考えを発信するのに、8名の少人数は適している。実習は概ね施設ごとに1～2名の学生配置となっており、2年間ですべての学生が10例以上の分娩介助、2件の継続事例を経験できている。各実習目標の達成度に関しては、臨床指導者による評価と自己評価をもとに教員が学生と面接を行い、随時到達状況と今後の課題を確認している。実習終了後には教員間で合議の後、学生と担当教員、オブザーバー教員の3名で個別面接を行い、高度実践を行うことのできる助産師としての達成度を確認し、最終評価としている。

大学院博士前期課程の教育理念に「地域に根差した大学院」であることを掲げており、大学全体で地域住民を対象とした活動に力を注いでいる。助産学実践コースにおいても、授業の一環で年に2回、区の保健センターの協力を得て「プレパパ・プレママセミナー」を学生が主体的に企画・実施し、近隣の小学生を対象に性教育を行うなど、授業を通して地域貢献を学修する機会を得ることができる。この健康教育の企画・実施は学修してきたことのアウトプットの機会でもあるが、一方で教育のプログラムを作成する過程を通して、協調性が身についたことを学生は高く評価している。さらに、対象となる様々な人々と交流することで、コミュニケーション能力の育成につながっている。

大学教員と臨床指導者は、実習開始前・実習中・実習終了後に学生の個々の到達状況や実習内容、実習での課題について密に意見交換や検討を重ねている。実習前に各実習施設と打ち合わせを行い実習の詳細について話し合う機会を設けている。また年に一度、臨床指導者会議を行い、実習施設の指導者と教員間で情報交換や次年度の実習に向けての話し合いをし、より質の高い実習が展開できるよう連携を図ることができている。また助産学実習Ⅰの実習直前には、学内に実習施設の指導者が来校し、各施設の分娩介助技術を学生に演習している。実習前に学生と臨床施設の指導者と関係を築くことで、臨地実習での学生の緊張を軽減するなど、実習前から学習準備等の配慮がなされている。

教務委員会によりFD・SD研修が毎年開催されている。2021年度は大学に関する基礎知

識（2回）、臨床実習を指導するための基礎知識、新任助教と他の助教とのフリーディスカッションといった若手教員のためのFDが対面で4回、加えて実習における学生指導について事例を通して考える研修、コロナ禍の大学教育で求められるファシリテーション能力についての研修がオンラインで2回、計6回の開催があった。

大学院生による授業評価を実施しているが、回収率は概ねどの科目も50%を下回り、助産の科目については回答者がいない科目もあった。大学の授業評価とは別に助産学実践コースとして授業（実習を含む）、研究、学生生活、教員に対するアンケートを行い、独自の評価を実施していたが、2019年度からは方法を変えて実習のみ、毎年度末に評価を実施し、臨床指導者会で結果を報告するようになった。これにより実習評価は全員から回収ができるようになり、学生のアンケートや臨床指導者会での話し合いから、領域内でカリキュラムを見直し改善する、PDCAサイクルが回るようになっている。

第3章 入学者選抜

入学選抜は学力試験（専門科目・英語）、面接、及び出願書類による総合評価である。面接は個人面接であり、3名の面接員が独立して評価を行う。その際、面接員はアドミッション・ポリシーへの適合性を測る質問を行い、入試委員会がアドミッション・ポリシーに基づき作成した判断基準で採点することで、公正な評価となるよう努めている。

助産学実践コースの収容定員は、各学年8名の計16名である。入学定員を確保するため、学部生に対して「ミッドワイフカフェ」を年に2回開催し、Facebookを開設している。助産の教員や大学院生が企画する健康教育等の活動に、大学の学部生もボランティアで参加してもらったり、助産に関心を持ってもらうような工夫もしている。さらに、オープンキャンパスにおいて在學生と話す時間を設けるなど、進学を検討する者に対し丁寧な対応を心掛けている。入試の志願者は定員8名に対して入試の志願者は定員8名に対して2021年度は23名であり、倍率は直近の5年間で1.1倍から2.9倍まで年々増加し、上昇傾向にある。また助産学実践コース定員8名の内、3名を市内優先枠として設けており、地元で活躍できる助産師育成に力を入れている。

第4章 学生への支援体制

入学時に教務ガイダンス、学生生活、学内情報システム、図書館利用についてのガイダンスと共に、文献検索講習会が開催されている。教務ガイダンスでは、大学院学生便覧に沿って、教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー並びに教育課程について説明が行われ、学生に周知されている。また、履修指導については、専攻分野の研究指導をする教員が主研究指導教員となり、学生に個別に対応している。

学生が在学期間中に大学院課程での履修に専念できるよう、学生の経済的支援として、授業料の減免制度、奨学金がある。授業料減免については、選考により授業料が減免される制

度（新入生は後期分からの適用）がある。奨学金については、日本学生支援機構奨学金、神戸市民病院機構看護学生修学支援貸与制度などがある。

学生の健康相談については、保健室及び心理相談室を設置している。保健室には常勤の担当職員がおり、毎日対応している。心理相談室は、学生生活の中で起こるさまざまな問題や悩みについて、2名のカウンセラー（男女1名）が週1回対応している。学生生活の支援については、主研究指導教員、学生委員会、保健室、心理相談室、キャリア支援室、教務学生課が連携して行っている。

第5章 教員組織

教員の選考基準・採用については、神戸市看護大学教員の採用等に関する規程に定められている。大学院看護学研究科のウィメンズヘルス看護・助産学分野の教員組織としては、専任教員7名（教授1名、准教授2名、助教4名）のほか、学外からの兼任教員31名となっている。専任教員（うち6名は、学部兼担）は全員助産師であり、優れた助産教育・実践能力を有している。

専任教員の助産師としての実務経験は6年から17年であり、助教においても、5年以上の実務経験を有している。実務内容は、病産院での臨床、地域での助産師活動、国際活動と多彩で、高度な臨床実践技術を有する専任教員が担当している。教員の実践力強化のため、週1日の病院等で研修ができる制度を設けている。教員の採用・昇任選考基準は、「神戸市看護大学教員の採用等に関する施行細則(平成31年4月1日細則第5号)」に準じており、教員選考委員会の選考はこの細則に基づき詳細な点検と評価を行っている。適切に評価・審議・決定する体制が整備されている。

第6章 施設、設備および図書館等

学部との共用施設として、講義室6室、実習室4室、実験室3室、情報処理学習室1室、語学学習施設1室、大学院専用施設は、演習室4室、助産学専任教員の研究室は3室（約50㎡）を設置している。学生がグループワークや自己学習に使用する研究室も十分確保されている。図書館は2階を有し、月曜日から金曜日は9:00～21:00、土曜日は9:00～17:00で開館しており、学習できる時間を確保している。図書の所蔵数は104,531冊、定期刊行物は日本語473種類・外国語233種類、視聴覚教材3,472点、電子ジャーナル500種類を所蔵しており、医学・看護学・保健福祉関係を重点的に収集している。図書室利用については学生便覧に記載されている。図書の充実を図るために図書情報センター委員会を設置し、看護系教員も構成員になり学会や看護学教育の動向を考慮し、図書館司書と協働して新規図書を選定している。常に新しい知見を考慮した文献選択ができています。視聴覚教材も整備されており、学生が利用可能なAV機器や自己学習に使用できる部屋も兼ね備えている。学習及び教育・研究に必要な資料を蔵書方針に則って計画的・体系的に整備されている。

第7章 管理運営等

「大学院運営委員会規程」には、「神戸市看護大学の大学院の運営について調査審議するため、公立大学法人神戸市看護大学大学院研究科委員会の下に公立大学法人神戸市看護大学大学院運営委員会を置く」と規定されており、研究科委員会の下、大学院運営委員会は大学院の運営に必要な内容を検討している。構成員は研究科長および研究科長が指名する教員および総務・施設担当理事が指名する職員（現在は大学院の科目を担当している教授および准教授を含め計4名）となっている。

「研究科委員会規程」では、審議事項として、学生の入学（再入学を含む）及び課程の修了に関する事項、及び学位（修士号及び博士号）の授与に関する事項の他に、学長がつかさどる大学院の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じて意見を述べることができる、と記載されており、研究科委員会では、大学院の運営全般にわたる審議が行われている。構成員は「研究科長並びに研究科担当の教授、准教授及び講師（非常勤の講師を除く。）で組織する」と記載されており、大学院を担当する講師以上の教員と規定されている。

大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関する事項が審議される仕組みができている。

第8章 点検・評価

自己点検評価に関して、総務・評価委員会にて協議された事項は、大学に関する重要事項について協議を行う運営調整会議に諮られ、必要な事項は、経営審議会、教育研究審議会にて審議のうえ、理事会に諮られ、大学としての意思決定を行い適切な組織体制が整備されている。

自己点検・評価を活かすために中期目標・中期計画に基づき、各委員会は前年度の年度評価結果を踏まえ次年度の計画を立案し、中間評価、最終評価の年2回の自己点検を実施している。中間評価で計画達成不十分内容は年度達成できるよう再調整を行っている。評価内容は、総務・評価委員会にて、全学が改善に向けて課題に取り組めるよう実施体制を強化することができるよう体制の整備がなされている。

第9章 情報の公開・説明責任

大学院における教育・研究活動についてホームページにて公開している。またオンラインにて分野別相談会も開催している。毎年、大学院案内を作成し印刷物で情報を発信している。

大学院が保有している公文書については、「神戸市情報公開条例施行規則」に基づいた形で定められた「公立大学法人神戸市看護大学神戸市情報公開条例の取扱いに関する規程」に

より運用されている。学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されている。

3. 長所および改善を要する点のまとめ

<長所>

- 1) 助産師の活躍の場を広く捉え、周産期にとどまらず女性のライフサイクル全般をサポートするための学びと実践の機会を科目の中に多く配置している。ウィメンズヘルス実習等、これからの助産師教育に必要な要素を先駆けて取り入れ、実践の積み重ねの機会があるのは他の助産師養成機関の参考ともなりうる優れた点である。(基準 2-1-1)
- 2) 授業の一環として、学生が主体的に地域貢献活動を企画・実施をしている。こうした授業の展開は、学生が学修したことをアウトプットする機会となると同時に地域貢献にもなっており、当該大学院の理念を踏まえて、学修を充実させるための優れた取り組みである。
また、効果的な履修実施のため、土日祝日も実習室を開放し、各自の手技の録画など主体性を尊重している点も優れている。(基準 2-2-2)
- 3) 学生個々の実習における習熟度を確認し、それぞれの学生の達成度を考慮した指導体制が確立している。(基準 2-3-2)
- 4) 長期の実習においては途中で教員と学生と一緒に形成評価を実施しており、最終評価の前に学生は自分の到達度と今後の課題を確認しながら実習を進めることができている。また、形成評価で科目の目標到達が難しいと判断した場合の対応も細やかであり、教員間でリフレクションを行い、学生の課題のみならず教員側の課題を明確にしている点は優れている。(基準 2-4-1)
- 5) 助産学実践コースの周知や助産に関心を持ってもらうような工夫がされており、入試の志願者は定員 8 名に対して 2021 年度は 23 名であり、倍率は直近の 5 年間で 1.1 倍から 2.9 倍まで年々増加し、上昇傾向にある。(基準 3-2-1)
- 6) 専任教員は助産分野での十分な実務経験と専門性の高い助産実践力を持ち、国内外での社会貢献活動にも積極的に従事しており、助産分野の高度専門職者をめざす学生にとって実践モデルとなる教員が指導に当たっている。(基準 5-1-2)

- 7) 教員の実践力強化のため、週1日の病院等で研修ができる制度を設けており、これは注目すべき取り組みである。(基準 5-2-3)

<改善を要する点>

- 1) 大学院博士前期課程の教育目標は設定されているが、助産学実践コース独自の教育目標は明示していないため、今後作成することを検討されたい。(基準 1-2-1)
- 2) シラバスにディプロマ・ポリシーを明記し、カリキュラムマップと連動させ、各科目で何を指すのか学生に分かりやすいように提示することが望ましい。(基準 2-1-2)
- 3) 履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めることが望まれる。(基準 2-2-3)
- 4) 大学院生による授業評価の回収率が低いことは課題として認識されているため、その要因を分析し、回収率をあげるなど、授業評価方法の改善に向けた一層の努力を要する。自己点検評価を定期的実施しているが、授業の改善につながるような、組織だったカリキュラム評価の在り方について検討を要する。(基準 2-4-4)

4. 助産学大学院の各評価基準における評価結果

第1章 教育の理念・目的

1-1 助産学大学院の理念

基準 1-1-1

大学院においては、大学の理念にしたがって、教育目的や教育目標を定め、教育課程に反映していること。

<評価結果の根拠・分析>

大学院博士前期課程の教育理念である「地域に根ざした大学院として、変動するヘルスケアシステムに対応できる高度な看護実践、管理、教育研究能力を有する人材育成を使命とする」のもとに、教育目標は、「グローバルな視野に立って地域社会や看護学の発展に貢献しうる看護学研究を推進し、専門性の高い看護実践を行うことのできる能力を有する高度専門職業人、管理者、教育研究者を育成する」と定めている。

これらの教育理念と教育目標は、教育課程の助産学実践コースのカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）に反映され、助産学実践コースは、高度実践を行える助産師、管理者、教育研究者の育成を目的とし、助産の基礎、地域や施設で支援を行うためのマタニティケア能力に必要な講義、演習および実習科目、さらに臨地における健康課題を分析し、解決するために必要な課題研究が組まれている。

（根拠：学生便覧）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 1-1-2

大学院においては、その理念・教育目的を学内に周知し、学外に公表していること。

<評価結果の根拠・分析>

大学院博士前期課程の教育理念、教育目標、アドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、学生便覧ならびに大学ホームページに記載されており、学内のみならず、広く学外にも公表している。学生便覧の冊子は毎年作成し、学生と教職員に配布し、周知に努

めている。

(根拠：学生便覧、神戸市看護大学ホームページ)

<評価結果>

評価基準に適合している。

1-2 大学院の教育目的

基準 1-2-1

大学院においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産学実践コースにおける教育目標は、大学院博士前期課程の目標である「グローバルな視野に立って地域社会や看護学の発展に貢献しうる看護学研究を推進し、専門性の高い看護実践を行うことのできる能力を有する高度専門職業人、管理者、教育研究者を育成する」に準拠している。この教育目標に沿って、各科目において修了時のディプロマ・ポリシーを見据えた教育を行っている。助産学実践コース独自の教育目標は明示していない。

2019年から2021年には新型コロナウイルス感染症拡大のため、登校禁止の時期もあったが、その間でも学修を止めることなく、オンライン講義を続けた。実習においても、時期を変更しつつすべて履修できる環境をつくることができている。

修了生の助産師国家試験合格率は100%を維持し、修了者は全員、病院に助産師として就職している。修了生のディプロマ・ポリシーの到達度は、修了年度の3月に卒業試験（口頭試問）を行い確認している。

(根拠：学生便覧、シラバス、様式3_表3-①修了者の進路状況、様式3_表3-②修了生国家試験受験状況)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

大学院博士前期課程の教育目標は設定されているが、助産学実践コース独自の教育目標は明示していないため、今後作成することを検討されたい。

第2章 教育課程

2-1 教育内容

基準 2-1-1

助産学の発展と高度な助産実践に必要な授業科目が配置されていること。授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっていること。

<評価結果の根拠・分析>

2021年度のカリキュラムは大学院共通科目 10 単位以上、助産の専門科目 48 単位以上、計 58 単位以上で構成されている。助産師学校養成所の指定基準の 28 単位は助産の専門科目 48 単位に含まれている。

大学院博士前期課程の共通のディプロマ・ポリシーと並び、助産学実践コース独自のディプロマ・ポリシー（以下 DP）として 5 つを掲げ、DP①「助産師として自律し、自立した専門職として役割を遂行する能力を有している」を助産学実践コースのすべての科目が関連するものとして位置づけている。また、助産のすべての実習科目はこの DP①をはじめとし、DP②「リプロダクティブ・ヘルス/ライツやジェンダーの視点から課題を見出し、それらに必要な行動をとることができる」、DP③「エビデンスに基づいた助産実践をすることができる」、DP④「周産期のみならずライフサイクル全般にあるすべての女性、乳幼児、家族そして地域社会に対して健康増進を考え適切な相談、教育、支援を行うことができる」、DP⑤「リーダーシップとフォロワーシップを発揮して多職種・組織メンバーと連携・協働し、より質の高いケアの実現に取り組む能力を有している」のすべてのディプロマ・ポリシーにつながる位置づけとしている。

専門科目 48 単位以上の中には、ウィメンズヘルス実習（1 単位）、助産学実習 I（8 単位）、助産学実習 II（6 単位）、地域助産学実習（2 単位）、周産期ハイリスク実習（2 単位）、助産学統合実習（2 単位）、計 6 科目 21 単位が必須科目として含まれ、実習を重視したカリキュラム構成である。このように実習の時間を多くとり、実習を経てすべてのディプロマ・ポリシーの達成に向かう科目の配置は、「高度実践を行える助産師の育成を目的とする」というカリキュラム・ポリシーに合致している。

実習の内容や方法は、病院・クリニック・助産所とそれぞれの施設の特性を生かした助産ケアを学べるよう工夫されている。また、従来の周産期を中心とした助産ケアを学ぶことにとどまらず、ウィメンズヘルス実習では病院を受診する女性の健康問題に加えて、企業や地域で実施されている様々な年代の女性に対する健康問題へのアプローチを学ぶことができる。さらに、ハイリスク実習では MFICU 及び NICU で母児双方のリスク管理を学ぶことができる。また、助産診断・技術学 II 等の座学を踏まえ、助産学実習 I・II は受胎調節実地指

導員の資格申請のための演習科目にも位置付けている。

助産実践科目及び助産専門科目もこれらの実習科目の展開と連動して配置されている。周産期以外にも、ウィメンズヘルス・助産学特講や女性カウンセリング論、思春期健康教育論やジェンダーと健康、ヒューマン・セクシュアリティが配置され、ウィメンズヘルス実習等に先立ち学ぶ。また、育児期の女性を支えるために必要な知識を学修できるように、周産期母子援助論、親子関係発達論、子育て支援論が配置されており、継続事例を乳児期まで展開することで、知識が実践につながる科目配置となっている。また国際助産活動論は、「国際的視野に立って、看護実践の動向や研究課題を把握することができる」という大学院博士前期課程のディプロマ・ポリシーに関連し、助産師活動の国際的な視野を拓ける機会を得られる科目である。

研究の基盤となる科目は大学院博士前期課程における共通科目に含まれるが、研究の概論的な知識に加え、英語プレゼンテーションなど国際的視野に立った学びができる配置となっている。修了要件 10 単位のうち課題研究は 2 単位である。1 年次のはじめに主研究指導教員が決まり、1 年次の共通科目及び専門科目の学修を踏まえてテーマを明確化し、2 年次に課題研究を仕上げる。

周産期の支援、及び女性のライフサイクル全般に関する支援について、講義と実習を統合し、理論と実践を相互に関連付けて広く学修を積み上げていけるように、科目群が配置されている。

(根拠：学生便覧、様式 4_2-1-1② カリキュラムマップ、神戸市看護大学ホームページ、様式 2_2-1-1① 課題研究論文題目一覧、様式 4_3-2 シラバス)

<評価結果>

評価基準に達している。

<長所>

助産師の活躍の場を広く捉え、周産期にとどまらず女性のライフサイクル全般をサポートするための学びと実践の機会を科目の中に多く配置している。ウィメンズヘルス実習等これからの助産師教育に必要な要素を先駆けて取り入れ、実践の積み重ねの機会があるのは他の助産師養成機関の参考ともなりうる優れた点である。

基準 2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、これを各年次に配当して編成するものとする。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあら

かじめ明示されていること。

<評価結果の根拠・分析>

修了要件は 58 単位（必修科目 54 単位、選択科目 4 単位）以上である。共通科目では必修科目 8 単位と選択科目 2 単位以上、専門科目では、必修科目 46 単位と選択科目 2 単位以上取得が修了要件となっている。

カリキュラムは、助産の中で特に周産期に関連する基盤科目と実践科目がほぼ 1 年次に配置されている。自律した助産師を目指す動機付けとして、1 年次の 5 月に、まず地域助産学実習において助産所で実習を行い、開業助産師の役割や働きを知る機会を設けている。その後、1 年次から 2 年次にかけて助産学実習 I・II、2 年次後半から周産期ハイリスク実習、ウィメンズヘルス実習、助産学統合実習が配置され、実習を通してローリスクからハイリスクまで段階的に、かつ網羅的に経験と学びを積み上げる構成となっている。2 年次の実習では他職種との協働ケアなど、管理的な視点も含んだ仕上げの統合実習へと収斂するように配置されている。この統合実習は課題研究提出後の修了直前の 1 月に配置されているが、これは課題研究や国家試験の準備のために実習（実践）からしばらく離れていた学生たちが、4 月からの臨床に円滑に適応すること、また臨床に出る前に助産師としてのアイデンティティを再認識することを狙った配置である。2 年次ではさらに、周産期にとどまらず女性のライフサイクル全般を支援し、専門性の高いケアを演習も含めて学修する。全体として、1 年次の基礎を経て、2 年次は助産師としての厚みと幅を拓けるカリキュラム編成となっている。

実習以外の科目に関しては、シラバスの授業計画が大枠の記載となっている。学習管理システムである Moodle の活用により、開講直前に授業計画（内容・課題締め切り等）をアップデートし、学生が事前に学修計画を立てられるようにするなど、工夫して対応している。しかしながら、全てのシラバスにおいて、大学院博士前期課程及び助産学実践コースいずれのディプロマ・ポリシーとの関連が示されていない。

（根拠：学生便覧、様式 4_3-2 シラバス、実習要項、様式 4_4-2 助産学実践コース時間割、様式 4_2-1-1②カリキュラムマップ、様式 4_4-2-1①学生アンケート）

<評価結果>

評価基準に達している。

<改善を要する点>

シラバスにディプロマ・ポリシーを明記し、カリキュラムマップと連動させ、各科目で何を目指すのか学生に分かりやすいように提示することが望ましい。

基準 2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

<評価結果の根拠・分析>

大学設置基準第 21 条から第 23 条の規定に照らして、1 単位が講義は 15 時間、講義と演習が含まれる科目は 30 時間、実習は 45 時間となっている。前後期通年科目や実習、及び他大学との合同講義もあり、大学院の学事上は夏休みなどの休暇期間中にも授業や実習を行う科目がある。しかし、夏休みに開講する分、2 月中旬以降選択科目以外の授業は予定されておらず、1 年間で 35 週を超えないように配慮されており、大学設置基準を満たしている。

(根拠：学生便覧、様式 4_4-2 助産学実践コース時間割)

<評価結果>

評価基準を満たしている。

2-2 教育方法

基準 2-2-1

大学院においては、講義・演習・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産学実践コースの 1 学年の定員は 8 名であり、履修の状況により助産学実践コースの必修科目は 6 名～10 名（概ね 8 名）の履修登録者数であり、当該大学院が設定する適切な学生数の範囲内である。基本的に助産実践コースの科目では、授業は講師による講義に加え、ゼミ形式、学生のプレゼンテーション、事例検討会、演習（シミュレーションを含む）等、学修内容に応じて様々な方法を用いている。この際、個々の学生が十分に考え、自分の考えを発信するのに、8 名の少人数は適している。

実習は概ね施設ごとに 1～2 名の学生配置となっており、2 年間ですべての学生が 10 例以上の分娩介助、2 件の継続事例を経験できている。実習では原則毎日カンファレンスを行うこととしており、教員が現場にいない際はオンラインで実施している。また、学内日やオンラインセッションなどの設定により、他施設で実習をしている学生同士で学びを共有する機会を設けるなどの工夫をしている。これらにより、少人数の配置であっても実習の経験をリフレクションし、教育効果をあげるように努めている。

(根拠：様式 3_表 4 授業科目別学生数、様式 3_表 5 実習内容一覧、様式 3_表 6 実習科目別実習施設一覧、様式 4_3-2 シラバス、様式 4_3-3 実習内容)

<評価結果>

評価基準を満たしている。

基準 2-2-2

大学院における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

<評価結果の根拠・分析>

入学前の課題を課し、入学後早期に基本的な看護技術の確認を行うことで、助産を学ぶ学生としての準備性をある程度整え、大学院での学修を円滑に始められるように導入の工夫をしている。

1年次は周産期に関連した講義と助産学実習Ⅰが主となるが、前期に講義と実習、後期に再び講義と実習という構成をとり、修得した知識を実践で活用し、実践経験をもとに再び講義で学ぶことでより効果があがるように科目が展開されている。

周産期のすべての実習において、妊娠期から産褥期までを網羅し、周産期の母児の全体を学ぶようになっている。これは、助産学実践コースのDP④「周産期のみならずライフサイクル全般にあるすべての女性、乳幼児、家族そして地域社会に対して健康増進を考え適切な相談、教育、支援を行うことができる」に関連し、助産師は女性のライフサイクルを連続的に捉え、支援するという理念に基づく実習展開であり、この理念は修了生にも根付いている。この理念をもとに母児の支援を考える軸が、修了生の中に形成されている。

助産学実践コースの科目では、学生が自ら考え、自分の考えを述べること、書くこと、ディスカッションすること、といったアウトプットをする機会が多い。これにより、自分の考えをわかりやすく伝える論理性や、発信する力が鍛えられたと修了生・在校生が共に述べている。

大学院博士前期課程の教育理念に「地域に根差した大学院」であることを掲げており、大学全体で地域住民を対象とした活動に力を注いでいる。助産学実践コースにおいても、年に2回、区の保健センターの協力を得て「プレパパ・プレママセミナー」を学生が主体的に企画・実施（1回目は2年生が、2回目は1年生が助産診断技術学Ⅰの中で実施）し、思春期健康教育論の中で近隣の小学生を対象に性教育を行うなど、授業を通して地域貢献を学修する機会を得ることができる。これらの健康教育の企画・実施は学修してきたことのアウト

プットの機会でもあるが、一方で教育プログラムを作成する過程を通して、協調性が身についたことを修了生は高く評価している。さらに、対象となる様々な人々と交流することで、コミュニケーション能力の育成につながっている。

学生の自己学修を充実させるために、助産以外の大学院の講義にも配慮し、自己学習時間の確保に努めている。また、土日祝日も実習室を利用できるようにし、タブレット端末により学生が各自の手技を録画して振り返りに活用できるようにするなど、実技の習得に向けたサポートを行っている。

(根拠：様式 4_2-2-2②入学前の課題図書一覧、実習要項、神戸市看護大学ホームページ、様式 5_No.5)

<評価結果>

評価基準を満たしている。

<長所>

授業の一環として、学生が主体的に地域貢献活動を企画・実施をしている。こうした授業の展開は、学生が学修したことをアウトプットする機会となると同時に地域貢献にもなっており、当該大学院の理念を踏まえて、学修を充実させるための優れた取り組みである。

また、効果的な履修実施のため、土日祝日も実習室を開放し、各自の手技の録画など主体性を尊重している点も優れている。

基準 2-2-3

大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

<評価結果の根拠・分析>

大学院共通科目 10 単位以上、助産の専門科目 48 単位以上、計 58 単位以上が修了要件である。履修登録の上限は明文化しておらず、学生の判断で履修登録が行える。しかし、選択科目の選択肢は助産専門科目において多くはない。実習があるため大学院の共通科目の選択にも限界があり、自ずと登録できる単位の上限が決まってくる。また、主研究指導教員と相談の上、履修の年間計画を立てることが便覧に明記されており、助産学実践コースにおいても課題研究の主研究指導教員が担任の役割を担い、実習と課題研究、学習を調和させ、2 年間で修了要件 58 単位を大きく超えて学生の負担にならないようにサポートしている。

(根拠：学生便覧)

<評価結果>

評価基準を満たしている。

<改善を要する点>

履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めることが望まれる。

2-3 実習指導体制

基準 2-3-1

助産の演習・実習科目の履修については、大学院の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産学実践コースでは、5つのディプロマ・ポリシーに掲げられた能力獲得のために教育目的が設定されている。教育目的を達成するために実習要項には、各実習の目的・目標・内容と方法が記載され、日程や記録評価、指導者と教員の役割と施設概要が具体的に明記されている。また、インシデント発生時の対応及び報告手続きや気象状況による実習の取り扱い、災害発生時の避難・安否報告・安否確認、感染症発症時の対応など、学生が実習目的を達成するために必要な事項が示されている。

(根拠：学生便覧、神戸市看護大学ホームページ、実習要項)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-2

助産実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

<評価結果の根拠・分析>

学生の習熟度を確認するために、特に他大学からの入学者に対して、入学時に学部生時代の母性看護学の記録および実習経験を確認し、学生個々のレディネスの把握に努めている。また、看護技術も、入学直後に助産学実習で必須となる基礎看護学（手洗い、導尿、点滴時の寝衣交換、清拭など）の技術確認を行っている。学生一人一人のレディネスを考慮した学習支援として、入学後に看護技術経験表を用いて技術試験を行い、個々の到達状況を把握して教育に役立てている。

実習病院の配置も学生の住所地を考慮している。助産学実習Ⅰでは学生2名に対し、臨床指導者2名、担当教員4名で手厚い実習指導がなされている。実習は学生の学習段階を考慮した構成になっている。日々のカンファレンスを行い、学生の学びと振り返りを行い、翌日の実習に生かす支援ができています。学生個々の実習における習熟度を記載し、それぞれの学生の経験値を考慮した指導体制が確立している。

実習での分娩介助を多く経験できるように実習時間を調整するなど、学生の学習環境調整を適宜図り、10例以上（直接介助10～12件、平均11.5件）の分娩介助が達成されている。

（根拠：様式3_表5実習内容一覧、様式4_2-3-2①入学時の看護学実習経験表・②技術確認評価表・④実習施設表・⑤実習施設との打ち合わせ資料及び議事録・⑥分野会議議事録・⑦指導者会資料・議事録・⑧実習報告）

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

学生個々の実習における習熟度を確認し、それぞれの学生の達成度を考慮した指導体制が確立している。

基準 2-3-3

大学院は、実習科目を履修する実習施設に、大学院の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する実習指導者が配置されていること。

<評価結果の根拠・分析>

各実習施設には臨床指導者として1名の助産師と病棟師長が配置されている。病院及びクリニックの指導者はアドバンス助産師もしくは同等の能力を有し、教育に関する研修が修了した教育的立場にふさわしい人材が配置されている。

（根拠：学生便覧、様式4_2-3-3①臨床教授/臨床講師表・②実習打合せ資料/議事録）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成

するにふさわしい数であること。

<評価結果の根拠・分析>

実習施設の分娩介助見込み件数を予測しながら、学生配置をしている。また実習目標を達成するために指導者数、アドバンス助産師数、施設の学生受け入れ可能数の全体像を把握し実習生の数を決定している。

助産師が自律・自立したケアを行っている兵庫県内および大阪府内の有床・無床の開業助産所各4施設に、学生1~2名を配置し、妊娠期から分娩・育児期まで切れ目のない支援や幅広い視野が身につくように実習をしている。

周産期ハイリスク実習では、総合周産期母子医療センターで、専従の指導者1名から丁寧な指導を受ける体制ができています。

産褥期の継続事例については助産所と病院で実習を行い、産後1か月まで受け持ち、病院を介し母子の連絡を取り、個人情報の保護に努めつつ実習展開をしている。

(根拠：実習要項、様式3_表7実習施設別概要)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-5

大学院では、実習施設および大学外の実習指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

<評価結果の根拠・分析>

大学教員と臨床指導者は、実習開始前・実習中・実習終了後に学生の個々の到達状況や実習内容、実習での課題について意見交換や検討を重ねている。実習前に各実習施設と打ち合わせを行い、実習の詳細について話し合う機会を設けている。また年に一度、臨床指導者会議を行い、実習施設の指導者と教員間で情報交換や次年度の実習に向けての話し合いをし、より質の高い実習が展開できるよう連携を図ることができている。また助産学実習Ⅰの実習直前には、学内に実習施設の指導者が来校し、各施設の分娩介助技術を学生に演習している。実習前に学生と臨床施設の指導者との関係を築くことで、臨地実習での学生の緊張を軽減するなど、実習前から学習準備の配慮がなされている。

実習中は毎日、すべての教員あてに実習担当教員からメールにて指導状況を報告するシステムが確立されている。各実習施設には准教授・教授がフォローアップ担当者として決められており、いつでも相談・連絡が取れる体制が確立されている。

(根拠：様式4_2-3-2⑤実習施設との打ち合わせ資料及び議事録・⑦指導者会資料・議事

録、様式 4_2-3-5②臨床指導者会議資料・③ハイリスク実習関連資料)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-6

大学院は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

<評価結果の根拠・分析>

助産師としての自律や自立した専門職としての役割を遂行する能力、実践力の高い助産師育成の達成のために、開業助産所や病院や診療所、総合周産期母子医療センター、兵庫県周産期医療システムの協力病院・指定病院を実習施設として選択している。実習施設のうち2施設は院内助産を行っている。周産期ハイリスク実習では、神戸市内の総合周産期母子医療センター（産科 26 床、MFICU 6 床、NICU 12 床、GCU 18 床）を確保している。地域助産学実習では、地域における助産師の役割や地域助産活動を学ぶ機会を得ている。実習施設として開業助産所（有床・無床）を確保している。ウィメンズヘルス実習では、女性のライフコース各期における健康問題を学習するために、神戸市内の中核病院にて専任の女性医師が診療している女性外来を実習施設としている。

麻酔分娩は、2か所の実習施設で数パーセントのみ導入している。3か所の実習施設では麻酔分娩を実施しておらず、自然分娩を扱う実習には影響をきたしていない。ハイリスク妊産婦のケアに関しては、総合周産期母子医療センターが実習施設となっており、学習の機会を得ている。

一部の実習施設では、実習の終了時間が遅い場合や夜間実習の場合には、病院での宿泊ができるようにしている。

（根拠：様式 3_表 6 実習科目別実習施設一覧、様式 4_2-3-6①各施設のホームページ）

<評価結果>

評価基準に適合している。

2-4 成績評価および修了認定

基準 2-4-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、公正に成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

<評価結果の根拠・分析>

成績評価は S (90～100 点)、A (80～89 点)、B (70～79 点)、C (60～69 点)、D (60 点未満) の 5 段階の基準が設定されている。2016 年度入学生より、GPA (Grade Point Average) も用いている。各科目の評価方法の詳細はシラバスに記載されており、学生に周知されている。

分娩介助の技術試験は評価表に基づいて行っている。試験の評価に異議がある場合には、学生の申し立ての機会を設けている。実習科目の評価方法は実習要項に記載があり、自己評価と指導者による評価を考慮して総合評価をしている。実習は、各施設 1～2 名の少人数の学生が 1 年次の助産学実習Ⅰ、2 年次の助産学実習Ⅱを実施する構成となっており、臨床指導者は継続的に学生と関わり、学生の成長を把握できるため、妥当な評価をしやすい。実習期間が長く、同一科目の中で複数の施設で実習をする場合には、途中で、教員間で形成評価を行い、さらに学生の自己評価をもとに面接を行い、随時到達状況と今後の課題を確認する機会がある。実習終了後には教員間で合議の後、学生と担当教員、オブザーバー教員の 3 名で個別面接を行い、最終評価としている。学生には評価のプロセスや理由がオープンとなっており、この面接により、学生は自分の伸びた点、改善点が分かる。

なお、実習途中の形成評価で目標達成に課題や難しさがあり、不可となる可能性が高いと判断した場合には、担当教員と実習指導者で実習内容について話し合い、学生の課題に合わせて実習の延長や、安全性の観点から学内演習に切り替え、課題を提示するなど、細やかに対応している。また、不可となった場合には、教員会議、及び学生の指導に関するリフレクションを行い、教員側の課題を明確にしている。その後、学生と面談を行い、学生のリフレクションを支援し、学生が解決すべき課題を明確にするための支援を行っている。

筆記試験の実施時期は科目終了の時期に設定し、学生が学修した効果を発揮しやすいように配慮されている。分娩介助の技術試験は試験前に評価基準や事例を提示し、学生が準備をして試験に臨めるように配慮されている。

課題研究の論文審査委員は主査 1 名及び副査 2 名で、学生のテーマ領域に従って研究科委員会が選任している。口頭試問の後、論文審査に合格した者は公聴会で発表する。公聴会には論文審査委員と研究科委員会のメンバーが参加し、そこでの発表・質疑応答、論文審査、及びディプロマ・ポリシーをもとに実施される最終試験の結果も踏まえて、最終的に可否を

判定している。評価基準、評価のプロセスは学生便覧に明記されている。

(根拠：学生便覧、実習要項、様式 4_3-2 シラバス、様式 4_3-5 大学院履修規定、様式 4_2-4-1②分娩介助の評価基準事例、様式 4_2-4-1④特別配慮が必要な学生への対応スケジュール)

<評価結果>

評価基準を満たしている。

<長所>

長期の実習においては途中で教員と学生と一緒に形成評価を実施しており、最終評価の前に学生は自分の到達度と今後の課題を確認しながら実習を進めることができている。また、形成評価で科目の目標到達が難しいと判断した場合の対応も細やかであり、教員間でリフレクションを行い、学生の課題のみならず教員側の課題を明確にしている点は優れている。

基準 2-4-2

学生が在籍する大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該大学院における単位を認定する場合は、当該大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

<評価結果の根拠・分析>

教育上有益であると認める時は、当該大学院以外で修得した単位を認定する旨大学院学則第 17 条、18 条に記載がある。なお、これまでのところ利用者はいない。

(根拠：学生便覧、大学院学則 第 17 条・第 18 条)

<評価結果>

評価基準を満たしている。

基準 2-4-3

大学院の修了要件は、大学院設置基準の定めを満たすものであること。
教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、当該大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

<評価結果の根拠・分析>

大学院博士前期課程の修了要件は、2年以上(優れた業績を上げた者にあつては1年以上)在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文または特定の課題についての研究の成果(課題研究)の審査及び最終試験に合格することとなっている(大学院学則第16条)。助産学実践コースでは、58単位以上を修得し、かつ課題研究論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件となっており、大学院設置基準第16条に定める要件を満たしている。

また、教育上有益と認める時は、他の大学院の授業科目を履修することができ、最大15単位まで当該大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと(大学院学則第17条)、また、入学前に他の大学院で修得した単位についても同様に最大15単位まで認定すること(大学院学則第18条)、ただし双方を合わせて20単位を超えないこと(大学院学則第18条の2)となっている。なお、他の大学院で修得した単位の認定は、CNSコースと助産学実践コースでは、制度の対象外となっていることが明記されている。

(根拠：学生便覧、大学院学則 第16条・第17条・第18条)

<評価結果>

評価基準を満たしている。

基準 2-4-4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制(FD・SD体制)が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

教務委員会によりFD・SD研修が毎年開催されている。2021年度は大学に関する基礎知識(2回)、看護学実習を指導するための基礎知識、新任助教と他の助教とのフリーディスカッションといった若手教員のためのFDが対面で4回、加えて実習における学生指導について事例を通して考える研修、コロナ禍の大学教育で求められるファシリテーション能力についての研修がオンラインで2回、計6回の開催があった。事務職員に対してはSD研修が4回行われた。

全学的な研修の他、助産師教育に関しては全国助産師教育協議会によるファーストレベル研修等を活用し、各自が研鑽に努め、情報を共有しながら教育の質改善・向上に努めている。

学生による授業評価は全学的に実施しているが、回収率は概ねどの科目も 50%を下回り、助産の科目については回答者がいない科目もあった。大学の授業評価とは別に助産学実践コースとして授業（実習を含む）、研究、学生生活、教員に対するアンケートを行い、独自の評価を実施していたが、2019 年度からは方法を変えて実習のみ、毎年度末に評価を実施し、臨床指導者会で結果を報告するようになった。これにより実習評価は全員から回収ができるようになり、学生のアンケートや臨床指導者会での話し合いから、領域内でカリキュラムを見直し改善する、PDCA サイクルが回るようになっている。

一方で、学内における教員による互いの授業評価は実施されていない。しかし、基礎教育では領域横断型も採り入れており、教員が互いに連携し、研鑽しあう体制がある。

（根拠：様式 4_7-3 2021 年度 FD 研修実施状況、様式 4_8-1 法人自己評価）

<評価結果>

評価基準を満たしている。

<改善を要する点>

大学院生による授業評価の回収率が低いことは課題として認識されているため、その要因を分析し、回収率をあげるなど、授業評価方法の改善に向けた一層の努力を要する。自己点検評価を定期的に行っているが、授業の改善につながるような、組織だったカリキュラム評価の在り方について検討を要する。

第 3 章 入学者選抜

3-1 入学者選抜

基準 3-1-1

大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、大学院の理念・目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

<評価結果の根拠・分析>

助産学実践コース（助産師国家試験受験資格取得分野）の入学定員は 8 名である。入学者選抜については、大学院案内、大学院の課程別募集要項の冊子のほか、大学のホームページに入試情報のサイトが設置され、ウェブサイトからもこれらを閲覧可能であり、情報へのアクセスは容易である。大学の教育理念や教育目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、及びディプロマ・ポリシーはウェブサイト、及び大学院案内で確認すること

ができる。募集要項にはアドミッション・ポリシーが掲載されている。

大学院博士前期課程においては推薦入試の枠があるが、助産学実践コースにおいてはこの制度を採用していない。かわりに神戸市内優先枠を設けており、神戸市内の4年制大学卒業生であり、入学以前から入学後も神戸に居住する者をコースの定員枠8名の内3名受け入れることとしている。この優先枠については募集要項にも明記されている。これにより、教育理念にある「地域に根差した大学院」として、地元で活躍できる助産師の育成を目指しており、神戸市民病院機構と連携し、職員採用の特別推薦枠の確保や奨学金制度の紹介など卒業生の市内就職の促進を図っている。

障害のある学生のための修学支援等委員会の設置があり、障害を理由とした差別の解消に努めており、出願における制約はない。入学後には合理的配慮を求める学生、特別な配慮を要する学生に対する修学支援も提供できる体制が大学にある。多様性の確保として外国人留学生の受け入れの検討も始まっている。

選抜方法は学力試験（専門科目・英語）、面接及び出願書類によって総合判定することが募集要項に記載されている。

（根拠：大学院博士前期課程募集要項、大学院案内、神戸市看護大学ホームページ、様式5_No.22、様式4_8-1 法人自己評価）

<評価結果>

評価基準を満たしている。

基準 3-1-2

入学選抜にあたっては、大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

<評価結果の根拠・分析>

入学選抜は学力試験（専門科目・英語）、面接、及び出願書類による総合評価である。面接は個人面接であり、3名の面接員が独立して評価を行う。その際、面接員はアドミッション・ポリシーへの適合性を測る質問を行い、入試委員会がアドミッション・ポリシーに基づき作成した判断基準で採点することで、公正な評価となるよう努めている。

なお、面接員は助産学実践コース担当教員と、コース以外の教員で構成し、計3名で多面的な評価を行うようにしている。学力試験の採点は複数の教員で得点を確認する。学力試験の採点時から受験者の氏名は伏せて行い、研究科委員会における判定においても学力試験、面接試験の結果共に氏名は伏せており、公平かつ客観的な評価が行えるようにしている。

(根拠：様式 5_No.22・23 看護学研究科博士前期課程 個人面接評定票)

<評価結果>

評価基準を満たしている。

基準 3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

<評価結果の根拠・分析>

入学者の選抜を所掌する組織として入学試験委員会があり、大学院においては研究科委員会の下に置かれている。入学者の選抜に際してはマニュアルが作成され、マニュアルに則って行われている。

学力試験、及び面接試験の結果は入学試験委員会でとりまとめ、合否の判定原案を作成し、研究科委員会で、受験者氏名を伏せて合否判定が行われている。

なお、面接は A～D の 4 段階で評価しており、面接員全員の評価が最低ランクの場合には、他の成績に関わらず不合格とするルールを採用している。そのようなケースでは、判定会議の前に入試本部（入学試験委員会）が 3 名の面接員に個別にヒアリングを行い、入学試験委員長より研究科委員会で報告し、合否の判定を行っている。

(根拠：様式 5_No.23 大学院入学試験 実施要領)

<評価結果>

評価基準を満たしている。

基準 3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

<評価結果の根拠・分析>

2021 年度より、神戸市看護大学教育研究審議会の下に学長が委員長を兼任する入学試験管理委員会が設置され、学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の責を担っている。入学試験管理委員会では、入学試験問題及び解答の点検、保管及び管理に関する事項等を所掌しており、定期的な開催により入試を振り返り、課題の明確化から中・長期的な受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等のあり方を検討している。

(根拠：入学試験管理委員会規程、2021 年 4 月次の入学試験管理委員会配布資料)

<評価結果>

評価基準を満たしている。

3-2 収容定員と在籍者数

基準 3-2-1

大学院の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産学実践コースの収容定員は、各学年 8 名の計 16 名である。入学定員を確保するため、学部生に対して「ミッドワイフカフェ」を年に 2 回開催し、Facebook を開設している。助産の教員や大学院生が企画する健康教育等の活動に、大学の学部生もボランティアで参加してもらうなど、助産に関心を持ってもらうような工夫もしている。さらに、オープンキャンパスにおいて在籍生と話す時間を設けるなど、進学を検討する者に対し丁寧な対応を心掛けている。入試の志願者は定員 8 名に対して 2021 年度は 23 名であり、倍率は直近の 5 年間で 1.1 倍から 2.9 倍まで年々増加し、上昇傾向にある。また助産学実践コース定員 8 名の内、3 名を市内優先枠として設けており、地元で活躍できる助産師育成に力を入れている。

一方で、留年者、退学者がそれぞれ 1 名前後毎年いる状態が続いている。留年や休学の場合、基本的には主研究指導教員が担任としてフォローをするが、副指導教員が 2 名（1 名は助産、1 名は他領域の教員）おり、学生にとって話しやすい教員に相談できるような体制がとられている。領域全体でもバックアップする体制がある。退学者の理由は、進路変更と体調不良となっており、就職を希望する場合には、キャリア支援センターを利用することができる。

（根拠：様式 3_表 8 学生定員及び在籍学生数、様式 3_表 9 志願者・合格者・入学者数の推移、様式 3_表 10 留年者・退学者数）

<評価結果>

評価基準を満たしている。

<長所>

入試の志願者は定員 8 名に対して入試の志願者は定員 8 名に対して 2021 年度は 23 名であり、倍率は直近の 5 年間で 1.1 倍から 2.9 倍まで年々増加し、上昇傾向にある。また助産学実践コース定員 8 名の内、3 名を市内優先枠として設けており、地元で活躍できる助産師育

成に力を入れている。

第4章 学生への支援体制

4-1 学修支援

基準 4-1-1

学生が在学期間中に大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

<評価結果の根拠・分析>

入学時に教務ガイダンス、学生生活、学内情報システム、図書館利用についてのガイダンスと共に、文献検索講習会が開催されている。教務ガイダンスでは、学生便覧に沿って、教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー並びに教育課程について説明が行われ、学生に周知されている。また、履修指導については、専攻分野の研究指導をする教員が主研究指導教員となり、学生に個別に対応している。主研究指導教員が決定するまでは、必要に応じて研究科長から全体指導、個別指導を受けることができる。さらに、助産学実践コースでは、主研究指導教員だけでなく分野内のすべての教員が相談に乗る体制であり、これらは学生に周知されている。

障害のある学生の修学支援として、障害のある学生の修学支援ガイドラインにもとづき、合理的配慮を行っている。履修指導においては、大学院が掲げる目的に照らして適切なガイダンスが実施されている。

(根拠：学生便覧)

<評価結果>

評価基準に適合している。

4-2 生活支援等

基準 4-2-1

学生が在学期間中に大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

学生委員会は学部及び大学院に係る学生生活について調査審議するために設置されている。学生の身分に関する事項、福利厚生及び課外活動に関する事項、保健及び相談に関する事項、長期履修に関する事項、奨学金に関する事項、就職及び進学指導に関する事項、その他学生生活に関する事項を所掌している。

学生が在学期間中に大学院課程での履修に専念できるよう、学生の経済的支援として、授業料の減免制度、奨学金がある。授業料減免については、選考により授業料が減免される制度（新入生は後期分からの適用）がある。奨学金については、日本学生支援機構奨学金、神戸市民病院機構看護学生修学支援貸与制度などがある。

学生の意見をくみ上げる制度があり、意見箱を構内3箇所に設置し、毎月末に回収し、所掌する委員会で、学生の意見に対する回答を作成し、学生に公表している。また、大学院博士前期課程の教育に関する調査を毎年、学生の健康と生活に関する調査を2年に1回実施しており、学生の意見については、それぞれ大学院運営委員会、学生委員会で検討し、修学や学生生活の改善に役立てている。このように学生は在学期間中に大学院課程の履修に専念できる支援体制が整備されている。

（根拠：学生委員会規程、様式4_4-2-1①2020年度大学院博士前期課程の教育に関するアンケート、様式4_4-2-1②2021年度大学院学生の健康と生活に関する調査）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室（カウンセラー等）を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

学生の健康相談については、保健室及び心理相談室を設置している。保健室には常勤の担当職員がおり、毎日対応している。心理相談室は、学生生活の中で起こるさまざまな問題や悩みについて、2名のカウンセラー（男女1名）が週1回10：40～18：00の時間帯で対応している。生活相談については、主研究指導教員及び教務学生課が対応している。学生生活の支援については、主研究指導教員、学生委員会、保健室、心理相談室、キャリア支援室、教務学生課が連携して行っている。

各種ハラスメントについては、ハラスメントに対応するための委員会として、ハラスメント防止委員会を設置している。ハラスメント防止等に関する規程に基づき、ハラスメントの発生を防止するとともに、発生時において適切な対応を取っている。

ハラスメントの相談については、ハラスメント窓口を設置し、教職員4～6名と保健室、

心理カウンセラーが担当している。ハラスメントの啓発や防止について、大学ホームページ、並びに学内の掲示板、トイレなどにチラシを掲示して周知している。学生には、学生便覧を用いて、学生生活についてのガイダンスの際に説明するとともに、リーフレットを配布している。また、教職員には、外部から講師を招聘し、ハラスメント防止研修を実施した。2020年11月～12月に実施したハラスメントに関する学内調査の結果に基づき、2021年度からハラスメント窓口の教職員の人数を4人から6人に増員している。

また、2021年度にLGBT等に関する相談窓口を設置し、保健係長とキャリア支援担当係長が担当している。そのことを大学ホームページ、学生便覧に掲載するとともに、学生生活ガイダンスの際に説明しており、必要な相談・助言体制が整備されている。

(根拠：学生便覧、ハラスメント防止委員会規程、ハラスメント防止等に関する規程、ハラスメント防止等に関する規程施行細則、様式4_12 ハラスメント防止パンフレット)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

進路相談のために、キャリア支援室が設置されている。進路に関する資料コーナーを設置し、看護師、助産師関連の求人案内や進学に関する資料を配架し、適宜、資料を学生に回覧している。キャリア支援室には常勤の担当職員がおり、毎日学生に対応している。専門家としての助産師の進路についての相談は、主研究指導教員が指導や助言を行うことも多いため、主研究指導教員とキャリア支援室が連携しながら、進路指導を行っている。

学生委員会が学生の就職及び進路指導に関する事項を所掌事項としており、委員としてキャリア支援室職員が入っている。組織図は、学生便覧に掲載されている。

学生の能力および適正、志望に応じて、助産の専門家としての進路を主体的に選択できるように、2年次の助産学実践コースの学生ガイダンス時に、進路選択の基準について説明している。分野会議で、学生の進路(就職)状況を教員間で共有し、個別相談を希望した際に適切な指導・助言ができる体制を整えている。

(根拠：学生便覧)

<評価結果>

評価基準に適合している。

第5章 教員組織

5-1 教員の資格と評価

基準 5-1-1

大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

<評価結果の根拠・分析>

大学院看護学研究科看護学専攻の教員組織は、専任教員として、共通科目 11 人、専門科目 28 人の計 39 人を置いており、その構成は、教授 17 名、准教授 13 名、講師 4 名、助教 5 名であることから、基準を満たしている。このうち、助産分野の専任教員は 7 名であり、教授 1 名、准教授 2 名、助教 4 名である。うち 6 名は学部教育も兼担している。

(根拠：学生便覧)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5-1-2

担当する助産学課程に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻あるいは分野ごとに置かれていること。

- (1) 助産学課程について、博士の学位を有し、研究上の業績を有する者。
- (2) 研究上の業績が (1) の者に準ずると認められる者。
- (3) 専門分野について高度の技術・技能を有する者。
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

<評価結果の根拠・分析>

専任教員の助産分野での実務経験は 6 年から 17 年であり、助教においても 5 年以上の実務経験を有している。実務内容は、病産院での臨床、地域での助産師活動、国際活動と多彩で、高度な臨床実践技術を有する専任教員が担当している。

専任教員の助産師としての教育経験は 8 年から 30 年と十分な経験を有し、時代や学生の特性に応じた教育方法、教育内容の改善を常時行ない、新型コロナウイルス感染症拡大の中でも、教育方法を工夫しながら行える能力を持ち合わせた者が担当している。専任教員は、日本助産

学会、全国助産師教育協議会、兵庫県助産師会、岡山県助産師会等の役員を歴任し、自治体の男女共同参画審議会、婦人大学を含むウィメンズヘルスに関する事業、子育て支援、思春期教育に関する活動など多くの社会貢献の経験も有している。さらに JICA モンゴルのコースリーダーやベトナムでの国際的な活動の経験も有している。経営学修士(MBA)をもつ専任教員は、マネジメント等の高い知識を持ち合わせて助産管理を担当している。これらの専任教員の活動や経験が、学生の学修の機会を広め、実践的な知識に基づいた教育に反映されている。

助産学実践コースを担当する専任教員は、学位は修士以上（2名は大学院博士後期課程在学中）あり、助産師教育に関する研究上の研究業績があり、科学研究費補助金などの外部資金も獲得し、国際学会での発表も行うなど、博士の学位を有する者に準ずると認められる者が、研究指導を担当している。

上記のように、高度な教育・研究上から指導能力があると認められる専任教員が、教育・研究にあたっている。

（根拠：様式3_表17 教員の教育・研究実績）

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

専任教員は助産分野での十分な実務経験と専門性の高い助産実践力を持ち、国内外での社会貢献活動にも積極的に従事しており、助産分野の高度専門職者をめざす学生にとって実践モデルとなる教員が指導に当たっている。

基準 5-1-3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

教員の採用は、理事長から、学内役員で構成された人事委員会に付託されている。退職者によって空席が生じた場合、人事委員会（委員長は副理事長兼学長）が、全学的に勘案して必要な後任人事の方針案を立て、教育研究審議会において審議し、理事長の承認を得ている。専任教員はすべて公募とし、公募要項は教育研究審議会にて審議している。教育研究審議会は採用人事の選考にあたり、その都度、教員選考委員会を設置し、応募者の選考（面接を含む）を行い、人事委員会に報告したうえで、人事委員会からの審議内容を理事長に報告し、承認を得て行われている。

教員の採用・昇任選考基準は、「公立大学法人神戸市看護大学教員の採用等に関する施行細則（平成 31 年 4 月 1 日細則第 5 号）」に準じており、教員選考委員会の選考はこの細則に基づき詳細な点検と評価を行っている。昇任人事は、教員選考委員会に付託されており、自他推薦により選考を行い、人事委員会の審議を経て理事長に報告し、承認を得て行われている。

（根拠：教員の採用等に関する規程、教員の採用等に関する施行細則）

<評価結果>

評価基準に適合している。

5-2 専任教員の配置と構成

基準 5-2-1

大学院設置基準の第 8 条、第 9 条、大学設置基準 13 条（別表 1. 学部の種類および規模に応じる専任教員数）保健衛生学関係（看護学関係）に定める専任教員数は、専攻ごとに 12 人、あるいは分野ごとに 6 人以上が置かれていること。

<評価結果の根拠・分析>

教員の選考基準・採用については、神戸市看護大学教員の採用等に関する規程に定められている。大学院看護学研究科看護学専攻のウィメンズヘルス看護・助産学分野の教員組織としては、専任教員 7 名（教授 1 名、准教授 2 名、助教 4 名）で、学外からの兼任教員 31 名となっている。専任教員（6 名は学部兼任）は全員助産師であり、優れた助産教育・実践能力を有している。

（根拠：学生便覧、様式 3_表 13 教員組織・表 14 各教員の授業担当・表 17 教員の教育・研究実績、大学教員の採用等に関する規程）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5-2-2

5-2-1 で規定される専任教員は、専攻分野に応じた担当科目に配置されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産学実践コースのあるウィメンズヘルス・助産学分野の教授 1 名は、助産師の臨床経験

を5年以上有し、地域での助産師活動、助産師教育経験もある。さらには、ペアレンティングに関する指導者資格も有し、男女共同参画審議会等にも関与し、それらの関連学会にも加入している。そのため、助産学概論ほか、9教科目と4実習科目を担当している。

助産学実践コースのあるウィメンズヘルス・助産学分野の准教授1名は、助産師の臨床経験を5年以上有し、海外での活動経験も豊富であり、助産師教育経験もある。さらには、多くの関連学会にも加入している。そのため、助産診断技術学ほか、3教科目と5実習科目を担当している。

助産学実践コースのあるウィメンズヘルス・助産学分野の准教授1名は、助産師の臨床経験を5年以上有し、地域での助産師活動、助産師教育経験もある。さらには、思春期への性教育の活動も行っており、多くの関連学会にも加入している。そのため、助産診断技術学ほか、3教科目と4実習科目を担当している。

助産学教育にかかる専任教員は、専攻分野に応じて担当科目に配置されている。

(根拠：学生便覧、様式3_表14各教員の授業担当)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5-2-3

5-2-1で規定される専任教員数は、適切な人員を有し、高度の実践・研究能力を有する者であること。

<評価結果の根拠・分析>

助産学教育にかかる専任教員として、教授1人、准教授2人、助教4人の計7人が配置されている。専任教員は高度の実践・教育・研究能力を有している。特に2020年から教員の教育・実践能力向上のため、週1日の病院等で研修ができる臨床研修制度を設けている。教員採用の選考の折にはすべての科目等を担当できる能力を有しているかどうかを審議されている。また大学院の科目を担当していない教員が新たに担当するようになったときは、研究科委員会で科目担当者として適切かの判断が行われている。

(根拠：様式3_表13教員組織・表17教員の教育・研究実績)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

教員の実践力強化のため、週1日の病院等で研修ができる制度を設けており、これは注目

すべき取り組みである。

第6章 施設、設備および図書館等

6-1 施設の整備

基準 6-1-1

大学院には、その規模に応じて、教員による教育及び研究ならびに学生の学習その他、当該大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

学部との共用施設として、講義室6室、実習室4室、実験室3室、情報処理学習室1室、語学学習施設1室、大学院専用施設は、演習室4室、助産学専任教員の研究室は3室（約50㎡）を設置している。学生がグループワークや自己学習に使用する部屋も十分確保されている。図書館は2階を有し、月から土曜日まで開館し、学習できる時間を確保している。また貸出冊数も大学院生は20冊と学習を支援する配慮がなされている。学生会館（ホールや部室、カフェテリア）体育施設（テニスコートグラウンド）自習室として5室有し、学習する環境を整えている。事務局は1階に設置されゆとりのある環境でキャリア支援室も併設されている。

（根拠：学生便覧）

<評価結果>

評価基準に適合している。

6-2 設備の整備

基準 6-2-1

大学院には、教員による教育及び研究並びに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

演習室での教育研究のための機器・備品として、分娩台・分娩介助用器具・ファントーム等、助産師学校養成所の指定基準記載の備品を備えており、視聴覚教材・図書等が配置され学生の教育支援器具が十分整備されている。

(根拠：様式 3_表 21 教育研究のための機器・備品の数・表 22 図書・資料の所蔵数・表 23 図書館に備えられた機器のリスト)

<評価結果>

評価基準に適合している。

6-3 図書館の整備

基準 6-3-1

図書館には学生の学習及び教員の教育・研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は学生の学習及び教員の教育・研究のために、十分に確保されていること。

<評価結果の根拠・分析>

図書室は 2 階建てとなっており、学習に必要な文献を整備している。図書の所蔵数は 104,531 冊、定期刊行物は日本語 473 種類・外国語 233 種類、視聴覚教材 3,472 点、電子ジャーナル 500 種類を有し、医学・看護学・保健福祉関係を重点的に収集している。図書室利用については学生便覧に記載されている。図書の充実を図るために図書情報センター委員会を設置し、看護系教員も構成員になり学会や看護学教育の動向を考慮し、図書館司書と協働して新規図書を選定し、常に新しい知見を考慮した文献選択ができています。毎年各分野で選定する領域図書（各分野 10 万円）や実習施設用に選定する実習図書（各分野 2 万円）には予算が割り当てられており、図書を購入することができます。

オンラインで図書室経由利用できるデータベースとして医中誌 WEB、Pro Quest、CINAHL、さらに Medical Finder を加え、多くの学術文献を利用できるよう利便性を高めた取り組みをしている。

視聴覚教材も整備されており、学生が利用可能な AV 機器を兼ね備えている。図書館の利用時間は月から金曜日は 9:00～21:00（19 時以降は閲覧）土曜日は 9:00～17:00 と利用時間を長時間確保している。コロナ感染拡大時も教育支援が低下しないよう文献を郵送するなどの教育的配慮がなされている。

(根拠：学生便覧、図書利用ガイド(図書館利用案内)、様式 3_表 22 図書・資料の所蔵数・表 23 図書館に備えられた機器のリスト)

<評価結果>

評価基準に適合している。

第7章 管理運営等

7-1 管理運営体制

基準 7-1-1

大学院の管理運営に関する規程等が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

大学院の管理運営に関する規程は、「神戸市看護大学大学院学則」に定められて整備されている。大学院の運営について調査審議するため、大学院研究科委員会の下に大学院運営委員会が設置されており、その役割等については、「大学院運営委員会規程」に定められ整備されている。

(根拠：学生便覧、大学院学則、大学院運営委員会規程、研究科委員会規程)

<評価結果>

評価基準に適合している。

7-2 管理運営の仕組み

基準 7-2-1

大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みが整備され、実施されていること。

<評価結果の根拠・分析>

「大学院運営委員会規程」には、「神戸市看護大学の大学院の運営について調査審議するため、公立大学法人神戸市看護大学大学院研究科委員会の下に公立大学法人神戸市看護大学大学院運営委員会を置く」と規定されており、研究科委員会の下、大学院運営委員会は大学院の運営に必要な内容を検討している。構成員は研究科長および研究科長が指名する教員および総務・施設担当理事が指名する職員（現在は大学院の科目を担当している教授および准教授を含め計4名）となっている。

「研究科委員会規程」では、審議事項として、学生の入学（再入学を含む。）及び課程の修了に関する事項、及び学位（修士号及び博士号をいう。）の授与に関する事項の他に、学長がつかさどる大学院の教育研究に関する事項について審議、及び学長の求めに応じて意見を述べることができると記載されており、研究科委員会では、大学院の運営全般にわたる審議が行われている。構成員は「研究科長並びに研究科担当の教授、准教授及び講師（非常

勤の講師を除く。)で組織する」と記載されており、大学院を担当する講師以上の教員と規定されている。

さらに「定款」第22条から第24条において、教育研究審議会に関する規定が記載されており、大学院を含めた本学の教育研究に関する重要事項を審議することが記載されている。

大学院における運営に関する専任の長については、「大学院学則」の第7条に規定されており、学長の指名により研究科の管理運営の責任者として研究科長を置くことが規定されている。

(根拠：大学院学則、定款、大学院運営委員会規程、研究科委員会規程)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 7-2-2

重要事項を審議する会議では、大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関する事項が審議されていること。

<評価結果の根拠・分析>

重要事項を審議する会議の審議事項については、「定款」に定められている。大学院運営委員会では、①教育課程に関する事項、②科目の履修に関する事項、③単位の認定に関する事項、④学位の審査に関する事項、⑤その他教務に関する事項、⑥カリキュラムの編成に関する事項、⑦カリキュラムの検討に際し必要となる事項、が所掌事項となっている。原則として大学院運営委員会で検討した内容を、その内容に応じて研究科委員会あるいは教育研究審議会において、大学院教育を担当する多くの教員で審議を行い、決定していく体制が整備されている。

研究科委員会では、①学生の入学(再入学を含む)及び課程の修了に関する事項、②学位(修士号及び博士号)の授与に関する事項の他、学長がつかさどる大学院の教育研究に関する事項について審議することや、学長の求めに応じて意見を述べることができるとされている。教育研究審議会の審議事項として、①法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項、②中期計画及び年度計画に関する事項、③重要な規程の制定又は改廃に関する事項、④予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、⑤神戸市看護大学の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの、⑥教員の人事及び評価の方針に関する事項(法人の経営に関するものを除く)、⑦教育課程の編成に関する方針に係る事項、⑧学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項、⑨学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、⑩教育及び研究の状況について自ら行う

点検及び評価に関する事項等の重要事項が挙げられている。

(根拠：定款、大学院運営委員会規程、研究科委員会規程)

<評価結果>

評価基準に適合している。

第8章 点検・評価

8-1 結果の公表

基準 8-1-1

大学院の教育・研究水準の維持向上を図り、当該大学院の社会的使命を達成するために教育・研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

<評価結果の根拠・分析>

2005年から公益財団法人大学基準協会の加盟判定審査会員となり、7年ごとに機関別認定評価を受審している。ホームページでは2009年、2016年の「大学評価点検・評価報告書」「大学評価（認定評価）」結果を公開している。また年度計画を毎年度策定し、自己点検を行い、公立大学法人神戸大学評価委員会にて評価を受けている。自己点検結果はホームページ、評価報告は神戸市のホームページにて公開している。常に大学院の使命を果たすための点検を行い公表することができている。

(根拠：神戸市看護大学ホームページ)

<評価結果>

評価基準に適合している。

8-2 実施体制の整備

基準 8-2-1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

公立大学法人神戸市看護大学総務・評価委員会規定及び公立大学法人神戸市看護大学運営調整会議規定に則り、理事長下にある公立大学法人神戸市看護大学総務・評価委員会にて業務運営に関する総括的及び基本的事項の自己点検及び評価を実施している。自己点検評価に関して、総務・評価委員会にて協議された事項は、大学に関する重要事項について協議を行う運営調整会議に諮られ、必要な事項は経営審議会（外部委員6名含む）、教育研究審議会（外部委員2名含む）にて審議のうえ、理事会（外部理事3名含む）に諮られ、大学としての意思決定を行い適切な組織体制が整備されている。

（根拠：総務・評価委員会規程、運営調整会議規程）

<評価結果>

評価基準に適合している。

8-3 教育活動等の改善に資する体制

基準 8-3-1

大学院の自己点検および評価の結果は、当該大学院の教育・研究活動等の改善に活用するために適切な体制が整えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

自己点検・評価を活かすために中期目標・中期計画に基づき、各委員会は前年度の年度評価結果を踏まえ次年度の計画を立案し、中間評価、最終評価の年2回の自己点検を実施している。中間評価で計画達成が不十分な内容は、年度内に達成できるよう再調整を行っている。評価内容は、総務・評価委員会にて、全学が改善に向けて課題に取り組み、実施体制を強化することができるよう体制の整備がなされている。

（根拠：2020年度計画、2020年度計画中間評価、2020年度事業報告書）

<評価結果>

評価基準に適合している。

8-4 評価結果の検証

基準 8-4-1

自己点検および評価の結果について、当該大学院を置く大学の職員以外の者による検

証を行うよう努めていること。

<評価結果の根拠・分析>

外部委員として職員以外の委員や理事で構成される教育研究審議会、経営審議会、理事会で評価を受けている。また広く外部委員の意見を聴き検証も行っている。その後神戸市長の付属機関である公立法人神戸市看護大学評価委員会の評価を受けている。大学職員に留まらず外部者の意見を取り入れ検証を行うことができている。

(根拠：神戸市看護大学ホームページ)

<評価結果>

評価基準に適合している。

第9章 情報の公開・説明責任

9-1 情報の公表・説明責任

基準 9-1-1

大学院における教育・研究活動等の状況について、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

<評価結果の根拠・分析>

大学院における教育・研究活動についてホームページにて公開している。学長挨拶や大学院概要、キャンパス案内は動画を用いて視覚的にアピールする工夫をしている。大学院の教育・研究活動実績はすべての委員会で評価後ホームページにて公開している。オンラインにて分野別相談会も開催している。

また大学院案内を毎年作成し印刷物で情報を発信している。

(根拠：大学院案内、神戸市看護大学ホームページ)

<評価結果>

評価基準に適合している。

9-2 情報公開のための体制整備

基準 9-2-1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

<評価結果の根拠・分析>

「神戸市情報公開条例」第 2 条第 3 項に定められている当該条例の実施機関（市が設立した地方独立行政法人）であり、大学院が保有している公文書については、「神戸市情報公開条例施行規則」に基づいた形で定められた「公立大学法人神戸市看護大学神戸市情報公開条例の取扱いに関する規程」により運用されている。学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されている。

（根拠：神戸市情報公開条例の取扱いに関する規程、神戸市情報公開条例、神戸市情報公開条例施行規則）

<評価結果>

評価基準に適合している。

神戸市看護大学大学院に対する認証評価スケジュール

2021年（令和3）年

11月1日 助産学大学院認証評価説明会の開催

2022（令和4）年

4月4日 神戸市看護大学からの「助産学大学院認証評価申請書」を受理

7月4日～7月22日 神戸市看護大学より「自己点検報告書」及び必要書類の提出

7月22日～8月7日 本機構評価チームにて「調査報告書（案1）」作成

8月8日 本機構評価チーム会議にて「調査報告書（案1）」検討

8月12日 神戸市看護大学へ不足資料の提出を依頼

8月16日 神戸市看護大学へ「現地調査に関わる資料」「質問事項」等を送付

8月29日 神戸市看護大学より「追加資料」の提出

10月4日 神戸市看護大学より「質問事項に対する回答」「追加資料」等の提出

10月20日 現地調査実施

10月20日～11月21日 本機構評価チームにて「調査報告書（案2）」作成

10月31日 神戸市看護大学より「追加資料」等の提出

12月1日 本機構評価委員会（第1回）にて「調査報告書（案2）」確認

12月1日～12月20日 本機構評価委員にて「評価報告書（原案）」検討

12月21日 本機構評価委員会（第2回）にて「評価報告書（原案）」検討

12月21日～12月26日 本機構評価委員にて「評価報告書（原案）」検討

12月27日 神戸市看護大学に「評価報告書（原案）」の送付

2023（令和5）年

1月23日 神戸市看護大学より「評価報告書（原案）」についての意見申立の提出

1月23日～2月19日 本機構評価委員会にて「評価報告書（原案）」の修正の検討

2月20日 本機構認証評価評議会にて「評価報告書（修正案・原案）」の検討・承認

3月24日 本機構理事会にて認証評価評議会結果の報告・承認

3月24日 認定（認定期間 2023年4月1日～2028年3月31日）

2022 年（令和 4）年度認証評価 神戸市看護大学提出資料一覧

- ・ 2022 年度 博士前期課程 学生募集要項 2 次募集
- ・ 2022 年度 博士後期課程 学生募集要項
- ・ 2022 年度 博士前期課程 推薦入試 学生募集要項
- ・ 2022 年度 大学院案内
- ・ 学生便覧
- ・ 2021 年度 シラバス
- ・ 実習内容
- ・ 2021 年度 履修要件
- ・ 大学院履修規程
- ・ 大学学位規程
- ・ 大学学位規程施行細則
- ・ 2021 年度 博士前期課程時間割
- ・ 2021 年度 助産学実践コース時間割
- ・ 規程集
- ・ 大学院学則
- ・ 教授会規程
- ・ 大学院研究科委員会規程
- ・ 教員の採用等に関する規程
- ・ 特任教員に関する規程
- ・ 学長選考会議規程
- ・ 学長候補者選考要綱
- ・ 自己点検・評価規程
- ・ ハラスメント防止等に関する規程
- ・ ハラスメント防止委員会規程
- ・ 役員名簿
- ・ 2021 年度 教授会議事録
- ・ 2021 年度 研究科委員会議事録
- ・ 2021 年度 FD 研修一覧
- ・ 2021 年度 業務実績報告書・自己評価
- ・ 2021 年度前期 大学院授業評価
- ・ 2021 年度後期 大学院授業評価
- ・ 2019 年度決算 事業報告書
- ・ 2020 年度決算 事業報告書
- ・ 図書館利用案内
- ・ ハラスメント防止パンフレット
- ・ 就職指導に関するパンフレット

- ・ 2022 年度 相談室利用案内
- ・ 2021 年度 財務諸表
- ・ 2021 年度 監査報告書
- ・ 就職先の上司からのアンケート調査結果
- ・ 助産学実践コース課題研究論文題目一覧
- ・ カリキュラムマップ
- ・ 学生の授業時の提出資料、演習風景の写真一覧
- ・ プレパパ・プレママセミナーの写真と保健所への報告書
- ・ ウィメンズヘルスの実習内容、実習先一覧表、グループワークの発表資料
- ・ 入学前の課題図書一覧
- ・ 実習要綱
- ・ 実習要綱の修正ファイル
- ・ 実習アンケート用紙とデータ（学生及び指導者）
- ・ 指導者会資料・議事録
- ・ 施設別ファイル
- ・ 入学時の看護学実習経験表
- ・ 技術確認評価表
- ・ 緊急連絡先
- ・ 実習施設表
- ・ 実習施設との打ち合わせ資料及び議事録
- ・ 分野会議議事録
- ・ 指導者会資料・議事録
- ・ 実習報告・相談メール
- ・ 臨床教授・臨床講師の表
- ・ 実習打合せ資料・議事録
- ・ 適宜配布している資料
- ・ 実習打合せ資料・議事録
- ・ 臨床指導者会議資料
- ・ ハイリスク実習関連資料
- ・ 各施設のホームページ
- ・ Moodle でのお知らせ
- ・ 分娩介助の評価基準事例
- ・ 実習科目の評価表
- ・ 特別配慮が必要な学生への対応スケジュールなど
- ・ 授業アンケート
- ・ 修了時アンケート
- ・ 2020 年度 大学院博士前期課程の教育に関するアンケート
- ・ 2021 年度 大学院学生の検討と生活に関する調査結果

資料1 2022（令和4）年度助産学大学院第三者評価関連 委員会等名簿

2022（令和4）年度 一般財団法人日本助産評価機構
理事会名簿

理 事 ・ 監 事

役 職	氏 名	所属等
理事長	堀内 成子	聖路加国際大学 学長
理 事	安達 久美子	東京都立大学 教授
理 事	石川 紀子	愛育病院 看護部長
理 事	江藤 宏美	長崎大学 教授
理 事	近藤 良子	日本赤十字社助産師学校 副学校長
理 事	佐山 理絵	上智大学 准教授
理 事	高田 昌代	神戸市看護大学 教授
理 事	砥石 和子	成城木下病院 助産師
理 事	葉久 真理	徳島大学 教授
理 事	平澤 美恵子	助産師教育研修研究センター センター長
理 事	布施 明美	医療法人産育会 堀病院 看護部長
理 事	村田 佐登美	助産師
監 事	片岡 弥恵子	聖路加国際大学 教授
監 事	村上 明美	神奈川県立保健福祉大学 教授

評 議 員

役 職	氏 名	所属等
理事長	恵美須 文枝	東京都立大学 名誉教授
理 事	井本 寛子	日本看護協会 常任理事
理 事	井村 真澄	日本赤十字看護大学 教授
理 事	島田 真理恵	上智大学 教授

2022（令和4）年度 一般財団法人日本助産評価機構 助産教育認証評価部
 認証評価評議会名簿

認証評価評議員

分野	氏名	所属等
教育	恵美須 文枝	東京都立大学 名誉教授
教育	島田 啓子	湘南医療大学 教授
教育	平澤 美恵子	助産師教育研修研究センター センター長
実践	中根 直子	日本赤十字社医療センター 助産師
実践	堀内 成子	聖路加国際大学 学長
実践	毛利 多恵子	毛利助産所 所長
有識者	梶田 叡一	兵庫教育大学 名誉教授
有識者	高岡 香	横浜エルム法律事務所 弁護士
有識者	田村 正徳	埼玉医科大学総合医療センター 名誉教授

2022（令和4）年度 一般財団法人日本助産評価機構 助産教育認証評価部
評価委員会名簿

評 価 委 員

分 野	氏 名	所属等
教育評価部 部長	平澤 美恵子	助産師教育研修研究センター センター長
教 育	江藤 宏美	長崎大学 教授
教 育	白石 三恵	大阪大学 准教授
教 育	武田 江里子	浜松医科大学 教授
教 育	春名 めぐみ	東京大学 教授
教 育	藤井 ひろみ	大手前大学 教授
実 践	松本 弘子	東京大学医学部附属病院 看護師長
有識者	河合 蘭	医療ジャーナリスト
有識者	斉藤 麻紀子	NPO 法人 Umi のいえ 代表
有識者	白井 千晶	静岡大学 教授

2022（令和4）年度 一般財団法人日本助産評価機構 助産教育認証評価部
評価チーム名簿

神戸市看護大学大学院 評価チーム 評価員

役 職	氏 名	所属等
主 査	春名 めぐみ	東京大学 教授
副 査	蛭田 明子	湘南鎌倉医療大学 教授
評価員	布施 明美	医療法人産育会 堀病院 看護部長

資料2 助産学大学院評価基準

第1章 教育の理念・目的

大学院の目的は、豊かな人間性の涵養ならびに高い職業倫理を備え、助産の理論と実践を教授・探究し、優れた助産技術や他職種との協働を含む管理的な能力および研究の基礎的能力を備えた人材を養成することにある。大学院は21世紀の社会において助産師に期待される役割を十全に果たし、国際的に通用するような人的基盤の確立という重要な使命を担っている。

大学院は、この理念・目的ならびに教育目標を掲げ、その実現に向けて教育・研究活動等を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。具体的には、学校教育法施行規則第165条の2に基づいて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを掲げることである。

この章においては、評価対象となる大学院の理念として、教育に対する価値観や使命および、それを実現するための教育目的について評価を行う。

大学院の理念・目的とは、基本となる教育方針や養成すべき人材像など、当該大学院の構成員が丸となって実現を目指すべき方向である。また教育目標とは、目的の実現のために設定される具体的な到達課題であり、適切な方法によってその達成度の評価が可能なものである。

1-1 大学院の理念・教育目的

1-1-1

大学院においては、大学の理念にしたがって、教育目的や教育目標を定め、教育課程に反映していること。

解釈指針 1-1-1-1

大学院の理念、教育目的が明文化されていること。

解釈指針 1-1-1-2

大学院の教育目的は、高度な専門職業人が備えるべき高い倫理観、質の高い助産実践に必要な学識とその応用能力を涵養することができるような目的であること。

解釈指針 1-1-1-3

大学院の教員は、その教育目的がどのように教育内容に反映されているかを明確に説明できること。

1-1-2

大学院においては、その理念・教育目的を学内に周知し、学外に公表していること。

解釈指針 1-1-2-1

大学院の教職員・学生および学外に対して、その理念はWEB等により知らされていること。

ること。

- 助産学大学院の組織（表 1）
- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所
（研究科概要、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、入学者選抜要項、WEB 等の抜粋）
- 開講授業科目一覧（表 2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所

1-2 大学院の教育目的

1-2-1

大学院においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針 1-2-1-1

大学院の教育の成果は、学生の学業成績および在籍状況ならびに修了者の進路および活動状況を総合的に勘案して判断されていること。

- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所
（研究科概要、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、入学者選抜要項、WEB 等の抜粋）
- 履修モデルなど、教育課程編成のコンセプトが明示された資料
- 修了者の進路及び活動状況（助産師国家試験の受験・合格状況、修了生の就職先）が把握できる資料
- 修了生の進路状況（表 3-①）、修了生国家試験受験状況（表 3-②）
- 各種資格取得状況が把握できる資料
- 進路先などの関係者に対するアンケートが実施されている場合、そのデータ等

第 2 章 教育課程

大学院の教育課程は、それぞれの大学院固有の理念に沿って教育研究活動等を展開し、着実に教育成果を上げることが期待されている。教育課程は、高度の専門性が求められる助産という職業を担うための深い学識および卓越した能力を養えるよう、大学院の目的ならびに目標に即して、適切に編成されなければならない。教育課程の編成にあたっては、大学院の目的ならびにカリキュラム・ポリシーに則って、教育目標にふさわしい授業科目を体系的に配置する必要がある。

大学院が十分な教育上の成果をあげるためには、履修形態に応じた適切な教育方法を整備すること、とりわけ、理論と高度な実践の架橋を図り、研究能力の基盤が修得できる教

育方法を導入し、効果的に実施する体制を整えることが必要である。

学生に対しては、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示しなければならない。

教育目標を達成するために、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、学生の学修意欲をいっそう促進する適切な履修指導を行う必要がある。

成績評価ならびに単位認定にあたっては、大学院の目的を踏まえ、評価の公正性および厳格性を担保できる適切な仕組みを導入しなければならない。また、それらの基準および方法に基づいて成績評価や単位認定を行う必要がある。

さらに、大学院は、教育活動等を通じていかなる教育効果があがっているかを不断に検証することが重要である。そのためには教育効果を測定する上で有効な種々の方法を開発・活用するとともに、教育内容・方法等の改善を図るための組織的な体制を整備し、恒常的に改善努力を行うことが必要である。

2-1 教育内容

2-1-1

助産学の発展と高度な助産実践に必要な授業科目が配置されていること。授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっていること。

解釈指針 2-1-1-1

科目群は、原則として (1) 助産の基盤となる科目群 (2) 助産の応用発展となる科目群 (3) 研究の基盤となる科目群 (4) その他をさす。

(1) 助産の基盤となる科目群は、自立して、マタニティサイクルにおける正常とその逸脱を判断でき、ケアに必要な高度な知識と技術を修得するための科目をさし、それらには、ウィメンズヘルスに関する広範な知識の修得、生殖先端医療に伴う生命倫理、遺伝に関するケア能力を修得する科目等を含むこと。(2) 助産の応用発展となる科目群は、高度な助産技術および他職種との協働を含む管理的な能力、あるいは教育指導に携わる能力、応用的・先端的な助産領域に関する内容、国際的な母子保健問題に対応する能力、その他の助産に関する多様な内容の修得科目群である。(3) 研究の基盤となる科目群とは、助産に関する研究を行う能力を修得できる科目群である。

(4) その他は上記以外の科目をさす。

解釈指針 2-1-1-2

専門職としての職業倫理に関する授業科目を設けていること。

2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択科目、および自由科目等に適切に分類され、これを各年次に配当して編成するものとする。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあ

らかじめ明示されていること。

2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科概要、入学者選抜要項、WEB等の抜粋）
- 開講授業科目一覧（表2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 基礎となる課程のカリキュラムが把握できる資料
- 授業科目別学生数（表4）
- 実習内容一覧（表5）
- 授業時間割表

2-2 教育方法

2-2-1

大学院においては、講義・演習・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

解釈指針 2-2-1-1

大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質および教育課程上の位置づけに鑑みて、基準2-2-1に適合する数の学生に対して授業が行われていること。

解釈指針 2-2-1-2

基準2-2-1にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に挙げる者を含む。

- ①当該授業科目の履修を認められている対象大学院学生および科目等履修生。
- ②当該授業科目を再履修している者。

2-2-2

大学院における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針 2-2-2-1

「授業時間外における学修を充実させるための措置」としては、例えば次に挙げるものが考えられる。

- ① 授業時間割が学生の自習時間を考慮したものであること。
- ② 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- ③ 予習または復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- ④ 授業時間外の自習が可能となるように、自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備および図書が備えられていること。

2-2-3

大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

- 開講授業科目一覧（表2）
- 授業科目別学生数（表4）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 授業時間割表
- 予習・復習のために配布した資料等
- 成績評価のための方法と基準を示す資料
- 時間外に自習可能な施設・設備に関する資料
- 修士論文／課題研究のテーマ一覧

2-3 実習指導体制

2-3-1

助産の演習・実習科目の履修については、大学院の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

解釈指針 2-3-1-1

演習・実習の具体的な内容や方法が、実習要綱に明文化され、学生と教員の双方に配布され、更に各実習施設にも常置されて、その内容や方法が周知されるよう努めていること。

解釈指針 2-3-1-2

実習要綱は、定期的にその内容が見直され、適宜改訂するよう努めていること。

2-3-2

助産実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

2-3-3

大学院は、実習科目を履修する実習施設に、大学院の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する実習指導者が配置されていること。

解釈指針 2-3-3-1

「実習指導者」とは、実習施設において学生の実習指導を行う助産師とする。この者

には、大学院の教員をはじめ、実習施設に所属する助産師のほか、臨床教授等、および大学院が必要に応じて採用する非常勤の助産師（TA等）が含まれる。

解釈指針 2-3-3-2

「適切な指導能力を有する実習指導者」とは、適切な指導のために助産師としての実務経験や教育経験等を有し、特に高い倫理観、豊かな人間性をあわせもつ者が望ましい。

2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

解釈指針 2-3-4-1

「実習の目的を達成するにふさわしい数」とは、実習施設で対象となる妊産婦・褥婦・新生児の数に鑑み、実習の到達度が保証される学生の配置数をいう。

2-3-5

大学院では、実習施設および大学外の実習指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

解釈指針 2-3-5-1

大学院と実習施設の間で実習連絡会議や実習指導者相談会などが組織されており、定期的に公的な話し合いがもたれていること。

解釈指針 2-3-5-2

実習内容の質の向上に向けて、学内外の実習指導者の研修を促していること。

2-3-6

大学院は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

- 開講授業科目一覧（表2）
- 実習内容一覧（表5）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 授業時間割表
- 実習要綱
- 個々の学生の背景に応じた配慮がなされていることが明示されている資料
- 実習科目別実習施設一覧（表6）等実習受け入れ先等実施状況が把握できる資料
- 実習施設別概要：設備備品の整備等（表7）
- 学生定員及び在籍学生数（表8）

2-4 成績評価および修了認定

2-4-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確

に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、公正に成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針 2-4-1-1

基準 2-4-1 (1) における成績評価の基準として、科目の性質上、不適切な場合を除き、成績評価のあり方についての方針の設定、成績評価における考慮すべき要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針 2-4-1-2

基準 2-4-1 (2) における措置として、例えば次のものが考えられる。

- ① 成績評価について説明を希望する学生に対して、説明の機会が設けられていること。また、そのことがシラバス等に明文化されていること。
- ② 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針 2-4-1-3

基準 2-4-1 (3) にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること。また、該当学期の授業につき一定のやむを得ない事情により筆記試験を実施することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について、受験者は不当な利益または不利益を受けることのないように配慮されていることなどを指す。

2-4-2

学生が在籍する大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該大学院における単位を認定する場合は、当該大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

2-4-3

大学院の修了要件は、大学院設置基準の定めを満たすものであること。

教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、当該大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

解釈指針 2-4-3-1

修了の設定に必要な修得単位数は、大学院が適切に設定する。

2-4-4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD・SD 体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

解釈指針 2-4-4-1

学生による授業評価および教員による授業評価に加えて、就職先等からの評価を実施することが望ましい。

- 成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮すべき要素の明確化等が明示された規則等
- シラバスの成績評価内容を示した箇所
- 実際の各科目成績評価の分布状況が把握できる資料
- 各種試験（期末試験、再試験、追試験等）の実施要領、実施状況が把握できる資料
- 修了に必要な修得単位数など、修了要件、修了認定に関して定めた規則
- 他の機関における履修による単位認定に関して定めた規則
- 他の機関において修得した授業科目の内容が把握できる資料等

第3章 入学者選抜

大学院は、それぞれの大学院の理念・目的ならびに教育目標を達成することができるよう、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿って、適切な入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）を定め、それに基づいて適切かつ公正に学生を受け入れなければならない。さらに大学院は、教育効果を高めるために、入学者選抜の方針・方法等について不断に検証し、その改善・向上に努めることが必要である。

3-1 入学者選抜

3-1-1

大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、大学院の理念・目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

解釈指針 3-1-1-1

大学院には、入学者の能力等の評価、その他の入学者選抜に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針 3-1-1-2

入学志願者に対して、当該大学院の理念・目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等について、事前に周知するように努めていること。

3-1-2

入学者選抜にあたっては、大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針 3-1-2-1

入学者選抜において、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切であること。また、その内容・方法が事前に公表されていること。

3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

- 入学者選抜業務に関する体制（実施体制）等に関して定められた規則
- アドミッション・ポリシー本文（入学者選抜要項等の刊行物やWEBなど、公表されている資料の抜粋）
- 公表・周知の状況が把握できる資料（刊行物の配布先・配布数・WEBの利用状況等）
- 入学者選抜要項
- 過去3年間の入学試験問題
- 入学者選抜の審査基準に関して定めた規則
- 入学試験成績の開示に関する資料
- 入学者選抜に関する体制等の見直しがなされていることが解る会議資料、議事録等

3-2 収容定員と在籍者数

3-2-1

大学院の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

解釈指針 3-2-1-1

基準 3-2-1 に規定する「収容定員」とは、入学定員の2倍の数をいう。また、同基準に規定する「在籍者」には、休学者を含む。

解釈指針 3-2-1-2

在籍者数が収容定員に対して著しい欠員ないし超過になった場合には、かかる状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

- 学生定員及び在籍学生数（表8）
- 志願者・合格者・入学者数の推移（表9）
- 助産学大学院の運営に関する委員会の議事録等

第4章 学生への支援体制

大学院は、それぞれの大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生の心身の健康や経済状況等に関する相談・支援体制等の学修環境を整備することを通じて、学生生活に適切に配慮しなければならない。

4-1 学修支援

4-1-1

学生が在学期間中に大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

解釈指針 4-1-1-1

履修指導においては、大学院が掲げる目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

解釈指針 4-1-1-2

助産の有資格者および未資格者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われていること。

- 説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料
- 説明会、ガイダンス等で配布された資料、担当者及び対象者の参加状況が把握できる資料

4-2 生活支援等

4-2-1

学生が在学期間中に大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

解釈指針 4-2-1-1

大学院は、多様な措置（奨学基金、修了生等の募金、他の団体等が給付または貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように整備されていること。

4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室（カウンセラー等）を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

解釈指針 4-2-3-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、適切な相談窓口を設置するなど、支援体制が整備されていること。

- 学修相談、助言体制に関して定められた規則
- 学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料
- 相談・助言、支援体制の整備状況
- 奨学金や教育ローンなどの募集要項、規則、利用実績が把握できる資料
- 奨学金給付・貸与状況（表 11）
- 授業料等減免の状況（表 12）
- 学修相談のために整備された施設等に関する資料
- 各種ハラスメント等に対応するための委員会の規則、ガイドライン
- 保健センター、学生相談室（カウンセラー）等の概要
- 学生の利用状況や具体的事例が把握できる資料（健康相談、学習相談等について）
- 進路選択について学生に配慮していることが把握できる資料
- 職業支援（キャリア支援）に関する委員会、センターの概要、組織図
- 進路説明会、進路指導等の実施状況が把握できる資料
- オフィスアワーが設定されている場合、シラバス等その内容の明示された資料や周知状況の把握できる資料（刊行物、プリント、WEB の該当箇所等）

第 5 章 教員組織

大学院は、それぞれの大学院の目的および教育目標を達成することができるよう、適切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置することが必要である。また、大学院は、将来にわたり教育・研究活動を維持するに十分な教育・研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めなければならない。

5-1 教員の資格と評価

5-1-1

大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

5-1-2

担当する助産学課程に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻あるいは分野ごとに置かれていること。

- (1) 助産学課程について、博士の学位を有し、研究上の業績を有する者。
- (2) 研究上の業績が (1) の者に準ずると認められる者。

- (3) 専門分野について高度の技術・技能を有する者。
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

5-1-3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

- 教員組織等（表 13、表 14、表 15、表 16、表 17、表 18）
- 開講授業科目一覧（表 2）
- 教員の採用及び昇任に関する規則等
- 教員の採用及び昇任に関する委員会組織、役割と責任、及び関連が把握できる資料
- 改善のために設置された組織に関して定められた規則
- 授業評価アンケートを行っている場合、そのデータ等
- 自己点検および自己評価等の評価の検証に関する資料
- FD・SDに関する委員会や講演会等に関する資料（議事録、配付資料、参加状況等）

5-2 専任教員の配置と構成

5-2-1

大学院設置基準の第 8 条、第 9 条、大学設置基準 13 条（別表 1. 学部の種類および規模に応じる専任教員数）保健衛生学関係（看護学関係）に定める専任教員数は、専攻ごとに 12 人、あるいは分野ごとに 6 人以上が置かれていること。

解釈指針 5-2-1-1

各教員の担当科目数や担当時間数について、極端な偏りがないよう配慮されていること。

解釈指針 5-2-1-2

各教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。

5-2-2

5-2-1 で規定される専任教員は、専攻分野に応じた担当科目に配置されていること。

5-2-3

5-2-1 で規定される専任教員数は、適切な人員を有し、高度の実践・研究能力を有する者であること。

解釈指針 5-2-3-1

助産専攻の場合には、専任教員数はおおむね 3 割以上とし、助産に関する 5 年以上の実務経験もしくはそれ相応する実践能力を有すること。他専攻に属する場合には、専任教員数は 3 人以上とし、助産に関するおおむね 5 年以上の実務経験もしくはそれ相応する実践能力を有すること。

- 教員組織等（表 14、表 15、表 16、表 17、表 18）

第6章 施設、設備および図書館等

大学院は、それぞれの大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生数・教員数の組織規模等に応じて、適切に施設・設備を整備するとともに、教育・研究活動等に十分な図書などの資料を整備する必要がある。

大学院は、コンピュータその他の情報関連設備を含めて、教育形態に対応する施設・設備を整える必要がある。

6-1 施設の整備

6-1-1

大学院には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、当該大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

解釈指針 6-1-1-1

教室、演習室、実習室は、当該大学院におけるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質および数が備えられていること。

解釈指針 6-1-1-2

教員室は、少なくとも各専任教員につき1室が備えられていることが望ましい。非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

- 助産学大学院管理の施設の概要・見取り図等
- 施設の整備計画・利用計画が把握できる資料
- 講義室・演習室の面積・規模（表19）
- 専任教員の研究室（表20）

6-2 設備の整備

6-2-1

大学院には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

- 助産学大学院管理の施設の概要・見取り図等
- 施設の整備計画・利用計画が把握できる資料
- 講義室・演習室の面積・規模（表19）
- 専任教員の研究室（表20）

- 教育研究のための機器・備品の数（表 2 1）

6-3 図書館の整備

6-3-1

図書館には学生の学習および教員の教育・研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は学生の学習および教員の教育・研究のために、十分に確保されていること。

- 図書館案内・利用規程等
- 図書館に携わる職員に関する資料
- 図書・資料の所蔵数（表 22）
- 図書館に備えられた機器のリスト（表 23）

第 7 章 管理運営等

大学院は、それぞれの大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、明文化された学内規程等に従って適切に管理運営を行わなければならない。

管理運営に関する規程等の整備とその運用にあたっては、管理運営組織の独自性・自主性、意思決定の適切性・効率性、自律性等に十分に配慮しなければならない。

また、大学院の管理運営は、関係する学部・研究科や全学的諸機関との適切な連携のもとに行われることが必要である。

7-1 管理運営体制

7-1-1

大学院の管理運営に関する規程等が整備されていること。

7-2 管理運営の仕組み

7-2-1

大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みが整備され、実施されていること。

解釈指針 7-2-1-1

大学院の運営に関する重要事項を審議する会議組織がおかれていること。大学院の運営に関する会議は、当該大学院の専任教授により構成されていること。ただし、運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針 7-2-1-2

大学院には、運営に関する専任の長が置かれていること。

7-2-2

重要事項を審議する会議では、大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関する事項が審議されていること。

解釈指針 7-2-2-1

教学およびその他の管理運営に関する重要事項については、教授会等の大学院固有の専任教員組織による決定が尊重されていること。大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されていること。

- 組織・運営に関する規定等
- 助産学大学院の運営に関する委員会の議事録等
- 教育・研究に関する助成の状況（表 24）
- 専任教員の個別研究費等（表 25）

第 8 章 点検・評価

大学院は、それぞれの大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、教育・研究を適切な水準に維持するとともに、その活動を不断に点検・評価し、改善・向上に結び付ける必要がある。また、大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表しなければならない。

8-1 結果の公表

8-1-1

大学院の教育・研究水準の維持向上を図り、当該大学院の社会的使命を達成するために教育・研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

- 教育活動等に関する重要事項を公表した資料等
- 自己点検及び評価報告書
- 自己点検及び評価結果の掲載された刊行物、WEB 等

8-2 実施体制の整備

8-2-1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針 8-2-1-1

大学院には、教育・研究活動等に関する自己点検および評価を行う組織が設置されて

いること。

- 自己点検及び評価の実施体制等に関して定められた規則
- 自己点検及び評価の活動状況が把握できる資料
- 教育活動等の状況を掲載した刊行物、WEB等

8-3 教育活動等の改善に資する体制

8-3-1

大学院の自己点検および評価の結果は、当該大学院の教育・研究活動等の改善に活用するために適切な体制が整えられていること。

解釈指針 8-3-1-1

自己点検および評価においては、当該大学院における教育・研究活動等を改善するための目標を設定し、その目標を実現するための方法および取り組みの状況等について示されていることが望ましい。

- 自己点検及び評価の活動状況が把握できる資料
- 自己点検評価の結果に基づく改善の目標とその取り組み状況が示されている資料

8-4 評価結果の検証

8-4-1

自己点検および評価の結果について、当該大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針 8-4-1-1

大学院の自己点検および評価に対する検証を行う者においては、大学院の教育・研究および助産実践について広くかつ高い見識を有する者を含むことが望ましい。

- 自己点検および評価結果について、第三者が検証することが示されている資料

第9章 情報の公開・説明責任

大学院は、透明性の高い運営を行うとともに、自らの諸活動の状況につき、社会に対し積極的に情報公開に努め、その説明責任を果たすことが必要である。

9-1 情報の公表・説明責任

9-1-1

大学院における教育・研究活動等の状況について、印刷物の刊行およびウェブサイト

への掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

解釈指針 9-1-1-1

教育・研究活動の状況については、当該大学院の理念、目的、教育課程、教員組織等について公表されていること。

- 教育活動等の状況を掲載した刊行物、WEB 等

9-2 情報公開のための体制整備

9-2-1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

- 情報公開のための規程および体制の整備について明示されている資料

附 則

本評価基準は、2008（平成 20）年 4 月 8 日に認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた本機構が、2010（平成 22）年 10 月 6 日を制定日とし、施行する。

2022年度 神戸市看護大学 第三者評価報告書

一般財団法人日本助産評価機構
助産教育認証評価部

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 7-9-202

<https://www.josan-hyoka.org/>

[TEL] 03-6228-5539

[E-Mail] jime@josan-hyoka.org



2022年度 神戸市看護大学 第三者評価報告書

一般財団法人日本助産評価機構
助産教育認証評価部

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 7-9-202

<https://www.josan-hyoka.org/>

[TEL] 03-6228-5539

[E-Mail] jime@josan-hyoka.org